

第3編 基本計画

第1章 重点プロジェクト	050-055
第2章 人にやさしいよしのがり	056-067
1.健康づくり・医療体制の充実	056
2.地域福祉の充実	058
3.子育て支援の充実	060
4.高齢者支援の充実	062
5.障がい者支援の充実	064
6.社会保障の充実	066
第3章 快適で安全・安心なよしのがり	068-081
1.環境自治体の形成	068
2.上水道の充実	070
3.下水道の充実	072
4.廃棄物処理等環境衛生の充実	074
5.公園・緑地の整備	076
6.消防・防災の充実	078
7.防犯・交通安全の充実	080
第4章 人と歴史・文化が輝くよしのがり	082-093
1.学校教育の充実	082
2.生涯学習社会の形成	084
3.スポーツの振興	086
4.歴史・文化の継承と創造	088
5.青少年の健全育成	090
6.国内外との交流活動の促進	092

第5章 活力とにぎわいあふれるよしのがり	094-104
1.観光の振興	094
2.農林業の振興	098
3.商業の振興	101
4.工業の振興	102
5.雇用対策・勤労者福祉の充実	103
6.消費者対策の充実	104
第6章 定住と交流を育むよしのがり	105-113
1.土地の有効利用	105
2.市街地の整備	106
3.住宅施策の推進	107
4.道路・交通網の充実	108
5.情報化の推進	110
6.ダム関連事業の推進	112
第7章 共につくる自立したよしのがり	114-120
1.男女共同参画の促進	114
2.人権の尊重	116
3.コミュニティの育成	117
4.協働のまちづくりの推進	118
5.自立した自治体経営の推進	119

第1章 重点プロジェクト

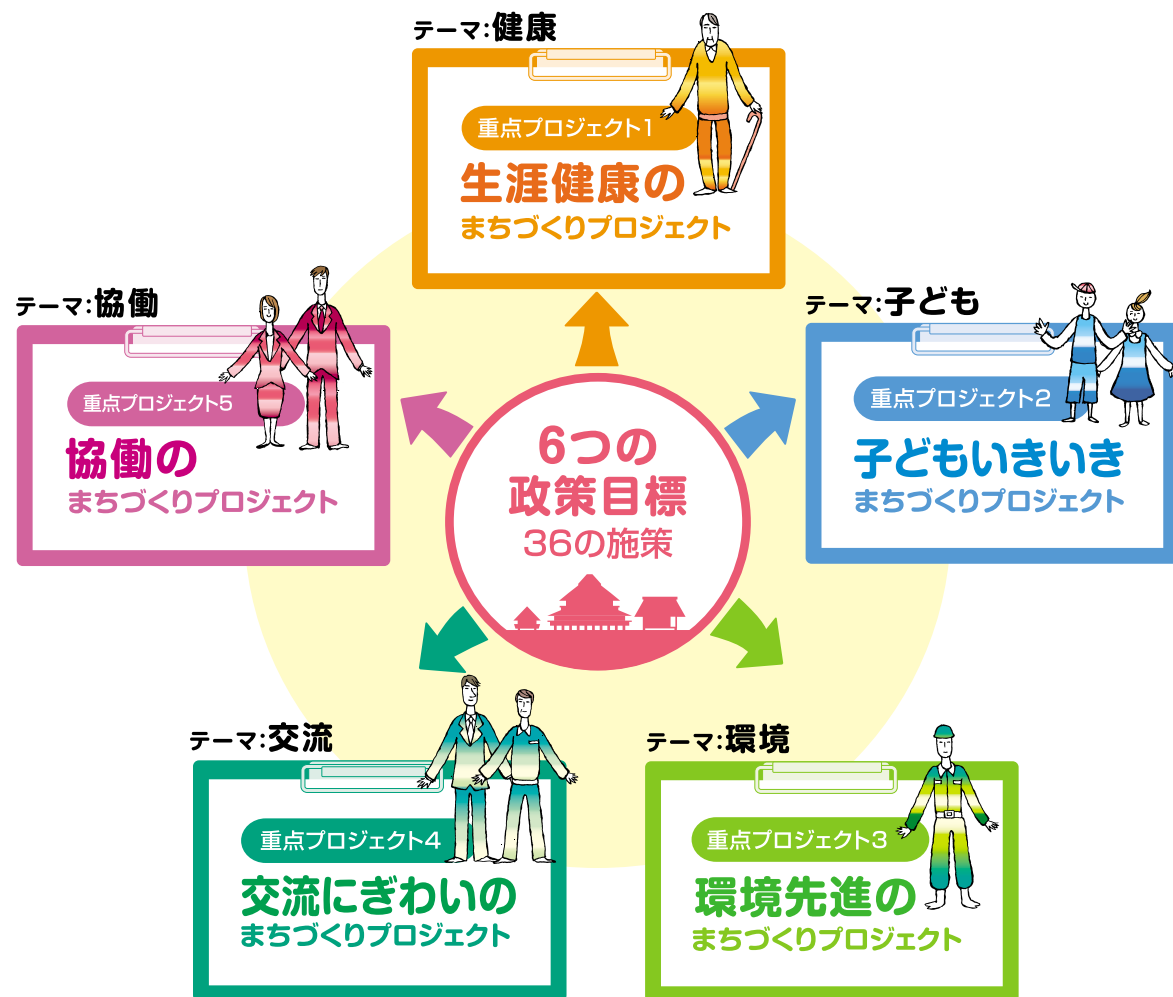


将来像を実現するためには、基本構想に示した6つの政策目標と36の施策ごとの取り組みを総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、選択と集中の視点に立ち、本町の新たなまちづくりにおいて、町一体となって特に重点的に取り組むテーマを定め、関連する取り組みを抽出

※ 人、物、財源

し、「重点プロジェクト」として位置づけました。

これら重点プロジェクトに位置づけた取り組みについては、今後、実施計画等で具体的な事業化を進めていく中で、限られた経営資源^{*}の重点配分を図り、事業を積極的に実施していくこととします。



重点プロジェクト1



テーマ
健康

生涯健康の まちづくりプロジェクト

ねらい

高齢化の進行等に伴いますます強まる町民の健康志向に対応し、「健康」をテーマに、すべての町民が生涯を通じて健康

で生きがいを持ち、元気に暮らすことができるまちづくりを重点的に進めます。

主要な取り組み

健康増進計画や食育推進基本計画などの指針の策定のもと、健康福祉センターの機能強化及び医療機関等との連携強化を進めながら、地域の健康課題等を十分に調査・分析し、生活習慣病の予防に向けた体系的な保健サービスを推進するとともに、食育の取り組みを推進します。

また、医療ニーズの高度化・多様化や救急・休日・夜間の医療ニーズの増大に対応できるよう、町医師会や町内外の医

療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を進めます。また、高齢者の健康づくりはもとより、生きがいづくりに向けた保健福祉施策を推進します。

さらに、保健・医療とスポーツの連携・一体化の視点に立ち、関連部門の連携強化のもと、幅広い年齢層が気軽に参加できる健康づくり・スポーツ事業の企画・実施を図るほか、スポーツ施設の整備充実、総合型地域スポーツクラブ^{*}の育成を図ります。

- 健康づくり推進体制の整備と指針の策定 (P57)
- 町ぐるみの健康づくり活動の促進 (P57)
- 食育の推進 (P57)
- 健康診査・指導等の充実 (P57)
- 地域医療体制の充実 (P57)
- 高齢者保健福祉施策の推進 (P63)
- 多様なスポーツ活動の普及促進 (P87)



※ 地域住民だれもが気軽に参加でき、多様なスポーツ活動が行える自主運営型・複合型のスポーツクラブ

第1章

重点プロジェクト



重点プロジェクト2

子どもいきいき まちづくりプロジェクト

ねらい

子育てに関する市民ニーズに対応して、「子ども」をテーマに、子どもが健やかに生まれ、明日の本町を担う人材として、心身共にたくましく育成されるまちづくりを重点的に進めます。

主要な取り組み

安全な妊娠・出産、子どもと母親の健康の確保に向けた母子保健事業の充実を図るとともに、放課後児童クラブや地域子育て支援センター事業の充実、子育て支援のネットワークづくり、児童館の整備をはじめとする地域における子育て支援の充実、保育サービスの充実を図ります。

また、幼稚園における幼児教育の充実を図るとともに、小中学校教育においては、4校の連携強化のもと、小中一貫した英語教育の充実をはじめ、吉野ヶ里遺跡を題材

- 母子保健の充実 (P57)
- 地域における子育て支援の充実 (P60)
- 職業生活と家庭生活との両立の支援 (P61)
- 生きる力を育む教育活動の推進 (P83)
- 学校施設・設備の整備 (P83)
- 総合的な安全対策の推進 (P83)
- 家庭・地域の教育力の向上 (P91)
- 防犯設備の整備 (P81)



重点プロジェクト3

環境先進の まちづくりプロジェクト

ねらい

快適な住環境の整備や環境保全を求める市民ニーズに対応し、「環境」をテーマに、水と緑の美しい自然環境・景観を生かした、内外に誇りうる環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを重点的に進めます。

主要な取り組み

環境基本計画や新エネルギービジョンなどの指針の策定のもと、環境教育や啓発活動を積極的に進めながら、「水」を重視した取り組みや、市民や事業者と一体となった多面的な環境・エネルギー施策を総合的に推進します。

また、美しく快適な環境づくりと水質の保全、循環型社会の形成に向け、公共下水道事業の早期完了及び下水処理水・下水道汚泥のリサイクルに努めるとともに、広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実及び町内におけるリサイクルセンターの増設、市民の自主的な3R運動[※]の促進に努めます。

さらに、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや有機・低農薬栽培など環境にやさしい農業の促進に努めるほか、水源のかん養や地球温暖化の防止など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林や里山の保全・育成を図ります。

- 環境自治体の形成に向けた指針の策定 (P69)
 - 行政の率先的な環境保全活動の推進 (P69)
 - 環境教育、啓発活動の推進と実践活動の促進 (P69)
 - 自然環境・景観の保全 (P69)
 - 水質汚濁等環境問題への対応 (P69)
- 公共下水道事業の推進 (P73)
 - 下水処理水及び下水道汚泥の有効活用 (P73)
 - ごみ処理・リサイクル体制の充実 (P75)
 - 3R運動の促進 (P75)
 - 環境保全型農業の促進 (P100)

※ リデュース (発生抑制)・リユース (再使用)・リサイクル (再生使用) 運動



テーマ
交流

重点プロジェクト4

交流にぎわいの まちづくりプロジェクト

ねらい

本町の誇る自然や歴史・文化資源、観光・交流資源、恵まれた交通立地条件等を生かし、地域振興を図るため、「交流」を

テーマに、町内外の多くの人々が活発に交流する、にぎわいあふれるまちづくりを重点的に進めます。

主要な取り組み

吉野ヶ里歴史公園について、博物館の整備など日本を代表する歴史公園としての整備を促進し、本町の観光・交流の核として一層活用していくとともに、霊仙寺跡をはじめとする歴史・文化資源の観光・交流への活用、五ヶ山ダム水源地域の新たな観光・交流拠点の整備、さらにはこれら資源のネットワーク化による町内観光ルートづくりを進めます。

また、広域的な観光体制の充実、吉野ヶ里歴史公園を核とした、特色あるイベント・祭りの開催、食資源の発掘、本町ならではの景観の保全と創造、観光PR活動の強化、観光ボランティアの育成・活用、おもてなし

の心の向上、コミュニティホールの活用等を図ります。

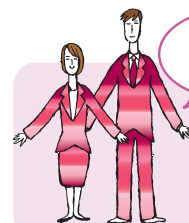
さらに、体験・観光農業の取り組み等を促進し、都市と農村との交流を進めるほか、商店街の環境・景観整備や空き店舗対策を進め、にぎわいの場の再生と創造に努めます。

また、町民同士の交流拠点、学習・文化拠点として、総合文化センター（仮称）の整備を図ります。

さらに、交流の基盤として、国・県道整備の促進、JR長崎本線吉野ヶ里公園駅への特急停車の働きかけを進めるとともに、コミュニティバスの充実に努めます。

- 吉野ヶ里歴史公園の充実促進（P96）
- 観光戦略推進体制の整備（P96）
- 観光地としての魅力を高める戦略の推進（P96）
- ニーズをとらえ、人を呼び込む戦略の推進（P97）
- 都市と農村との交流の促進（P100）

- 近代的・魅力的な商業活動の促進（P101）
- 生涯学習関連施設の整備（P85）
- 国・県道の整備促進（P109）
- 鉄道交通の充実促進（P109）
- コミュニティバスの充実（P109）



テーマ
協働

重点プロジェクト5

協働の まちづくりプロジェクト

ねらい

郷土愛と地域連帯感の強い住民性や活発な住民活動、町一体となった特色あるまちづくりを行いやすい比較的小さなまちとしての特性を生かし、新たな時代の

自立した自治体づくりを進めるため、「協働」をテーマに、協働のまちづくり、新しい公共空間の形成^{※1}を重点的に進めます。

主要な取り組み

町民参画・協働の総合的な指針となる自治基本条例の制定のもと、広報紙やホームページ、出張町長室、懇談会等を通じた広報・広聴活動の一層の充実を図るとともに、円滑な情報公開を推進し、町民と行政との情報・意識の共有化を図ります。

また、各種行政計画の審議委員等の一般公募、パブリックコメント^{※2}の実施等

による政策形成過程から点検・評価、見直しまでの町民参画・協働を促進するほか、指定管理者制度^{※3}の活用等による公共施設の整備・管理、公共サービスの提供への町民及び民間の参画・協働を促進します。

さらに、新たなまちづくりの担い手として、まちづくりグループやNPO^{※4}の育成・支援に努めます。

- 協働のまちづくりに向けた指針の策定（P118）
- 町民と行政との情報交流機会の充実（P118）
- 幅広い分野における町民参画・協働の促進（P118）
- まちづくりグループ、NPO等の育成（P118）



※1 行政に委ねられてきた公共を見直し、住民や民間が共に公共を担うこと

※2 ホームページを活用した住民意見の募集とその対応結果の公表

※3 公共施設の運営管理を民間事業者も行えるようにする制度

※4 民間非営利組織

人にやさしいよしのがり



1. 健康づくり・医療体制の充実

■現状と課題

医療費が年々増加し、その原因の多くを占める生活習慣病の予防対策が全国的に大きな課題となっています。

本町ではこれまで、健康福祉センターを拠点として、健康診査や健康教育、健康相談をはじめ、各種の保健サービスを推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、糖尿病等の生活習慣病が増加傾向にあり、子どもの時からの食育の推進をはじめとする生活習慣の改善が重要な課題となっています。

また、少子化が進む中で、健やかな子どもを生み育てるための母子保健の充実や、社会の複雑化に伴い増大していく精神保健福祉に対するニーズへの対応等が求められています。

このため、国の医療制度改革を踏まえて平成19年度に策定した特定健康診査等実施計画に基づき、また、食育推進基本計画などの新たな指針づくりのもと、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、関連部門が一体となった体系的な保健サービスを推進していく必要があります。

また、医療については、町内に医療施設が19か所ありますが、総合病院はなく、近隣の医療機関に依存する人も少なくない状況にあります。

今後は、平成18年度に設立された町医師会等との連携強化のもと、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

また、救急医療については、広域的連携の

もとに体制の整備が進められ、一定の評価を受けていますが、今後、高齢化の進行等に伴いその必要性が増すものと予想されることから、さらなる体制の充実が必要となっています。

■施策の方針

すべての町民が健康寿命^{*}を伸ばし、生涯を通じて元気で幸せに暮らすことができるよう、特定健康診査等実施計画に基づき、また、健康増進や食育に関する総合的な指針づくりのもと、体系的な保健サービスを推進するとともに、医療ニーズの高度化・多様化に対応するため、地域医療機関との連携の充実を進めます。

※ 認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間

■施策の体系

健康づくり・医療体制の充実

- 健康づくり推進体制の整備と指針の策定
- 町ぐるみの健康づくり活動の促進
- 食育の推進
- 健康診査・指導等の充実
- 母子保健の充実
- 精神保健福祉の充実
- 地域医療体制の充実

■施策の内容

① 健康づくり推進体制の整備と指針の策定

- ①本町の健康づくり・福祉活動の拠点として、健康福祉センターの整備充実・機能強化を図るとともに、科学的根拠に基づく健康づくり施策を推進するため、医療機関等関係機関との連携を強化し、本町の健康課題や健康づくりの実態等の調査・分析を継続的に実施します。
- ②健康づくり施策を総合的、計画的に推進するため、健康増進計画の策定を図るとともに、健全な食習慣の形成に向け、食育推進基本計画の策定を図ります。

② 町ぐるみの健康づくり活動の促進

健康増進計画に基づき、関連部門が一体となって、町民の健康管理意識の啓発を図りながら、肥満の予防や運動習慣の推進から、アルコールの多量摂取・禁煙対策まで、健全な生活習慣の確立のための町ぐるみの健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。

③ 食育の推進

食育推進基本計画に基づき、関連部門が一体となって、健全な食習慣の形成に向けた食育を推進します。

④ 健康診査・指導等の充実

特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病予防に向けた特定健康診査及び特定保健指導を推進するとともに、がん検診等のその他の健康診査の充実、健康教育、健康相談、訪問指導等の充実に努めます。

⑤ 母子保健の充実

妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、訪問指導や健康診査・健康相談、予防接種の充実、子育てに関する学習の場の提供など、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに総合的に取り組みます。

⑥ 精神保健福祉の充実

精神保健福祉についての正しい知識の普及に努めるとともに、関連部門が一体となって治療や社会復帰、自立のための支援に努めます。

⑦ 地域医療体制の充実

高度化・多様化する医療ニーズに応えられるよう、町医師会や町内歯科医師との連携強化を図り、地域医療体制の充実を進めるとともに、広域的な対応や関係機関との連携を一層強化し、救急医療体制の充実に努めます。

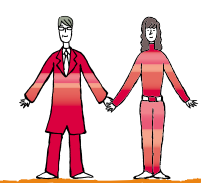
■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
自然動態(出生数)	人	158	180
食育推進リーダー	人	0	13
保健・医療サービスや施設整備の状況に関する町民の満足度 [*]	%	38.6	

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

第2章

人にやさしいよしのがり



2. 地域福祉の充実

■現状と課題

地域社会や家庭環境が大きく変化する中、公私協働による地域福祉の仕組みを確立していくことが求められています。

本町では、社会福祉協議会が高齢者や障がい者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と福祉団体、民生・児童委員、老人クラブ、婦人会、福祉ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した福祉活動を行っています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが予想され、これへの対応が課題となっています。

また、本町は山間部から平坦地まで多様な地域で構成されていることから、それぞれの地域に応じたきめ細かな福祉サービスの一層の展開が求められています。

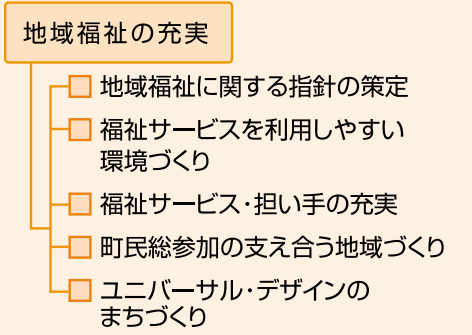
このため、平成19年度から20年度にかけて福祉関連計画の上位計画として策定する地域福祉計画に基づき、地域連帯感の強い地域性を生かしながら、より多くの町民の福祉活動への参画を促進し、町ぐるみの地域福祉体制づくりを進めていく必要があります。



■施策の方針

すべての町民が住み慣れた地域で支え合いながら健康で安心して暮らせるよう、地域福祉計画に基づき、地域福祉体制の整備を進めます。

■施策の体系



■施策の内容

① 地域福祉に関する指針の策定

本町の実情に即した地域福祉を総合的に推進するため、指針となる地域福祉計画の策定を図ります。

② 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

町民が自分に適した福祉サービスを自ら選び、安心して利用することができるよう、関連部門、関係機関・団体が一体となった総合的な相談体制・情報提供体制の整備を図るとともに、利用者の権利擁護のための施策を推進します。

③ 福祉サービス・担い手の充実

- ①町民が質の高い福祉サービスを利用することができるよう、事業者への指導や第三者評価の導入促進に努めます。
- ②社会福祉協議会をはじめ、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等を育成・支援し、地域福祉を推進する多様な担い手の育成を進めます。

④ 町民総参加の支え合う地域づくり

支え合い、助け合う地域づくりに向け、社会福祉協議会等との連携のもと、啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催等を図り、町民の福祉意識の高揚に努めるとともに、地域住民の参画はもとより、老人クラブや婦人会等の組織力の活用等により、身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成を促進します。

⑤ ユニバーサル・デザインのまちづくり

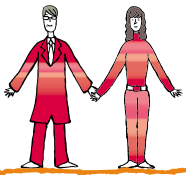
子どもから高齢者、障がい者まで、すべての町民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向け、ユニバーサル・デザイン^{*}のまちづくりを推進します。

※ はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
福祉ボランティア団体	団体	3	5



3. 子育て支援の充実

■現状と課題

近年、わが国では、晩婚化、非婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下が指摘され、少子化の一層の進行が懸念されています。

本町の14歳以下の年少人口比率（平成17年国勢調査）は16.3％で、今のところ全国平均（13.7％）や県平均（15.2％）を上回っていますが、20年前の昭和60年（21.3％）と比較すると、5.0％の低下（人数では538人の減少）となっており、少子化が確実に進行しています。

このような中、本町では、保育所における保育体制の充実をはじめ、子育て家庭への経済的支援、放課後児童クラブや地域子育て支援センター事業などの子育て支援サービスの推進、さらには各種の母子保健事業の推進やひとり親家庭への支援など、多様な子育て支援施策を推進してきました。

しかし、核家族化の進行やひとり親家庭の増加、女性の社会参画等を背景に子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てへの不安や負担感、仕事と育児の両立への負担感が増大する傾向もみられ、あらためて町一体となって、少子化対策、子育て支援に力を入れていくことが求められています。

このため、平成18年度に策定した次世代育成支援行動計画に基づき、また充実を図りながら、すべての町民が子育てを温かく応援するまちづくりを基本に、関連部門、関係機関・団体が一体となって、多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

■施策の方針

本町で子どもを育てたい、育ててよかったと思えるまちづくりに向け、次世代育成支援行動計画に基づき、多面的な子育て支援施策を総合的に推進します。

■施策の体系

子育て支援の充実

- 子育て支援に関する指針の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 要保護児童等への取り組みの推進
- 職業生活と家庭生活との両立の支援
- 子どもと母親の健康の確保
- 教育環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 子どもの安全確保

■施策の内容

① 子育て支援に関する指針の充実

これまでの取り組みを踏まえたさらなる少子化対策、子育て支援を推進するため、次世代育成支援行動計画の充実を図ります。

② 地域における子育て支援の充実

放課後児童クラブや病後児保育、地域子育て支援センター事業をはじめとする子育て支援サービスの充実、子育て支援ネットワークの形成や児童館の整備、子育て家庭への経済的支援など、地域における子育て支援の充実を図ります。

③ 要保護児童等への取り組みの推進

子育て支援総合コーディネーターの設置・活用や要保護児童地域対策協議会の設置など児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

④ 職業生活と家庭生活との両立の支援

一時保育の充実などニーズに即した保育サービスの充実をはじめ、多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立等に関する啓発活動、情報提供等の推進、ファミリー・サポート・センター事業^{*}の実施など、職業生活と家庭生活の両立を支援していきます。

※ 保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、相互に助け合いを行う事業

⑤ 子どもと母親の健康の確保

母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健・医療・福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図り、また、子育て相互支援の観点から、経過観察が必要とされる母子について、地区民生児童委員等、地域と連携しながら支援していきます。また、食育の推進や小児医療体制の充実促進に努め、子どもと母親の健康の確保を図ります。

⑥ 教育環境の整備

児童・生徒が乳幼児とふれあう機会の提供など次代の親の育成に向けた取り組みの推進、生きる力の育成に向けた学校と家庭・地域の連携の強化、家庭や地域の教育力の向上を目的とした各種事業の推進、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備を進めます。

⑦ 子育てを支援する生活環境の整備

良好な住宅及び居住環境の確保に向けた施策の推進、安全な道路交通環境の整備、バリアフリー化など安心して外出できる環境の整備、防犯灯の整備等による安全・安心なまちづくり、コミュニティバスによる通学・通園の支援など、子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

⑧ 子どもの安全確保

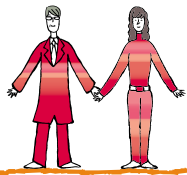
関連部門、関係機関・団体が一体となって、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進するとともに、被害にあった子どもに対する支援を推進します。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
児童館設置	箇所	0	2
一時保育の実施保育所	園	1	2
ファミリー・サポート・センター登録者数	人	0	100
保育・子育て環境に関する町民の満足度 [*]	％	28.2	

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

第2章 人にやさしいよしのがり



4. 高齢者支援の充実

■現状と課題

わが国では、団塊の世代^{*}が高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口がさらに急激に増加することが予想されています。

本町の65歳以上の高齢化率（平成17年国勢調査）は18.8%で、今のところ全国平均（20.1%）や県平均（22.6%）を下回っていますが、20年前の昭和60年（10.6%）と比較すると、8.2%の上昇（人数では1,439人の増加）となっており、高齢化が確実に進行しています。

今後も、本町の高齢化は一層進行し、特に75歳以上の後期高齢者の増加が予測されており、これに伴い介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加し、一方では核家族化や女性の社会参画による家族介護力の低下が進むことが見込まれ、高齢者支援の充実は引き続き大きな課題となっています。

このような中、本町では、平成17年度に、介護保険法の改正を受けて高齢者保健福祉計画及び佐賀中央広域連合による介護保険事業計画の策定を行い、平成18年度から、拠点となる地域包括支援センターの設置のもと、新たな事業展開に努めています。

今後とも、これらの計画に基づき、また充実を行いながら、介護予防を柱とした各種施策・事業を着実に推進し、すべての高齢者がその尊厳を守られ、できる限り介護が必要な状態にならず、健康で生きがいを持って暮らしていくことができる社会づくりを進めていく必要があります。

※ 第二次大戦後のベビーブーム世代

■施策の方針

すべての高齢者が尊重され、健康で生きがい持ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、高齢者保健福祉計画及び佐賀中部広域連合による介護保険事業計画に基づき、介護予防を中心とした各種施策を総合的に推進します。

■施策の体系

高齢者支援の充実

- 高齢者支援推進体制の整備と指針の充実
- 高齢者保健福祉施策の推進
- 予防給付・介護給付の実施
- 地域支援事業の推進



■施策の内容

① 高齢者支援推進体制の整備と指針の充実

- ①制度やサービス内容の周知、認定調査の充実、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、町及び佐賀中部広域連合における高齢者保健福祉・介護保険事業推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。
- ②高齢者保健福祉計画及び佐賀中部広域連合による介護保険事業計画の点検・評価・充実を行い、一層の体制強化を図ります。

② 高齢者保健福祉施策の推進

- ①高齢者の健康づくり、介護予防に向け、健康増進計画等の指針に基づき、健康づくり活動の促進や、健康診査・指導、健康教育、健康相談など各種保健サービスの充実を図ります。
- ②高齢者の在宅生活を支援するため、生きがいデイサービスや外出支援サービスをはじめとする在宅福祉事業を推進するほか、はり・灸等施術費に対する助成を行います。
- ③元気高齢者のための生きがい対策として、町老人クラブ連合が行う中央活動を支援するとともに、単位老人クラブの活動の充実を図るための支援を行います。

③ 予防給付・介護給付の実施

- ①要支援認定者を対象に、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等に対する予防給付を実施します。
- ②要介護認定者を対象に、訪問介護や通所介護等の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等に対する介護給付を実施します。

④ 地域支援事業の推進

広域的連携のもと、一般高齢者及び要支援・要介護になるおそれのある高齢者に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、予防重視型のシステムの定着を進めます。特に、地域における総合的なケアマネジメントを担う中核機関である地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
高齢者の健康づくり、介護予防教室等の参加者	人/年(延べ)	3,412	5,000
在宅支援サービスの登録者	人(延べ)	3,554	4,130
元気高齢者サークル活動等の参加者(老人クラブ会員数)	人	1,974	2,200



5. 障がい者支援の充実

■現状と課題

障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

本町ではこれまで、関係機関との連携のもと、障がい及び障がい者への理解の促進に向けた啓発活動をはじめ、各種の経済的支援、支援費制度等による福祉サービス、保健・医療サービス、就業促進や社会参加に向けた施策など、多様な施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の増加、高齢化をはじめ、障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本町では、平成18年度に、障害者自立支援法の成立を踏まえて障がい者計画及び障がい福祉計画の策定を行い、新たな事業体系に基づく障がい者支援を開始しています。

今後とも、これらの計画に基づく施策・事業を総合的、計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、だれもお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる、いきいきと心の通い合うまちづくりを進めていく必要があります。

■施策の方針

障がいのある人が地域社会の一員として自立し、安全で安心して生活できるよう、障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、新たな事業体系に基づく各種施策を総合的に推進します。

■施策の体系

障がい者支援の充実

- 障がい者支援推進体制の整備と指針の充実
- 啓発・広報の推進
- 療育・教育の充実
- 雇用・就業の促進
- 保健・医療の充実
- 社会参加の促進
- 地域での生活支援
- 総合的な自立支援システムの定着

■施策の内容

① 障がい者支援推進体制の整備と指針の充実

①制度やサービス内容の周知、広域的な認定調査の充実、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、障がい者支援推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。

②障がい福祉計画の点検・評価・充実を行い、一層の体制強化を図ります。

② 啓発・広報の推進

障がいや障がい者に対する理解を深め、ノーマライゼーション^{*}の理念の一層の浸透を図るため、啓発活動の推進やボランティア活動の支援、障がい者と健常者の交流機会の充実に努めるとともに、障がい者やその家族に対する相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

^{*} だれもが普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方

③ 療育・教育の充実

障がい児の早期療育、個性と能力の発揮に向け、関係機関との連携及び広域的連携のもと、就学前、就学後を通じた一貫した療育・教育体制の整備を進めるとともに、就学相談・進路指導の充実、権利擁護施策の充実に努めます。

④ 雇用・就業の促進

障がい者の自立を促進し、生きがいを高めるため、町及び関係機関における雇用の拡大や職業相談の充実、民間事業所への啓発等を通じて雇用の促進に努めるとともに、障がいの特性に応じ、福祉的就労の促進や一般就労の支援に努めます。

⑤ 保健・医療の充実

関係機関との連携のもと、障がいの予防、早期発見、早期対応、リハビリテーション体制の充実等に努めるほか、医療費助成制度の周知及び利用促進に努めます。

⑥ 社会参加の促進

障がい者の地域における安全・安心な自立生活を支援するため、ユニバーサル・デザイン^{*}のまちづくりなど歩行空間・建築物の整備を進めるとともに、移動・交通手段の確保に向けた取り組み、住宅改造への支援、防災・防犯体制の整備を進めます。

⑦ 地域での生活支援

居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所をはじめとする在宅福祉サービスの充実や施設入所の支援に努めるとともに、各種年金・手当等の周知及び利用促進、障がい者団体の自主活動の促進に努めます。

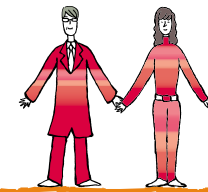
⑧ 総合的な自立支援システムの定着

障害者自立支援法に基づき、上記各分野における障がい福祉サービスに対し、介護給付や訓練等給付、自立支援医療などの自立支援給付を行うとともに、県との連携のもと、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業を実施し、総合的な自立支援システムの定着を進めます。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
障がい者の就労率	%	22.8	25.1
施設入所者数	人	28	25
障がい者相談窓口	箇所	3	5



6. 社会保障の充実

■現状と課題

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

本町においても生活保護世帯は増加傾向にあり、被保護者の高齢化や保護期間の長期化が進んでいるため、今後とも関係機関との連携のもと、自立に向けた支援に努める必要があります。

また、国民健康保険制度は、医療保険の柱として、人々の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしています。

しかし、医療費は増加の一途をたどる一方、国民健康保険税の収入は伸び悩み、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

今後は、国の医療制度改革を踏まえながら、医療費の適正化に向けた取り組みや収納率の向上対策を推進するほか、後期高齢者医療制度の適正な運営に努める必要があります。一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、町民生活に必要不可欠な制度です。

しかし、近年、年金をめぐる様々な問題の発生を背景に、制度への不信感が増大する傾向にあるため、制度についての正しい理解の一層の浸透を図っていく必要があります。

■施策の方針

町民が健康で文化的な生活を維持し、老後に不安のない人生を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

■施策の体系

社会保障の充実

- 生活困窮者への適切な対応
- 国民健康保険事業の健全化
- 後期高齢者医療制度の適正な運営
- 国民年金制度の啓発



■施策の内容

① 生活困窮者への適切な対応

生活困窮者の生活の安定と自立の促進に向け、佐賀中部保健福祉事務所との連携のもと、実態を的確に把握しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を図ります。

② 国民健康保険事業の健全化

- ① 特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病対策を強化するとともに、適正受診対策を推進し、医療費の適正化に努めます。
- ② 国民健康保険税の適正賦課に努めるとともに、滞納者対策の強化を図り、収納率の向上に努めます。

③ 後期高齢者医療制度の適正な運営

広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の周知を図りながら、安定的かつ健全な運営に努めます。

④ 国民年金制度の啓発

広報・啓発活動や相談の充実を図り、国民年金制度についての町民の正しい理解の一層の浸透に努めます。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
国保税収納率(現年分)	%	95.1	96.5



快適で安全・安心なよしのがり



1. 環境自治体の形成

■現状と課題

環境保全の重要性が叫ばれ、将来世代へも継承できる持続可能な社会の形成に向けた取り組みが強く求められています。

本町は、北部一帯に脊振山地の緑輝く山々や丘陵地を有し、南部の平坦地域には佐賀平野を形成する田園空間が一面に広がり、さらに田手川などの水辺空間にも恵まれ、水と緑の美しい自然環境・景観を誇ります。

本町ではこれまで、これらの自然の保護をはじめ、町民の環境美化運動の促進や学校における環境教育の推進、公害防止対策の推進、自衛隊駐屯地周辺の住宅防音対策等の推進、さらには吉野ヶ里歴史公園周辺の良好な景観づくりへの取り組みなど、環境・景観の保全にかかわる各種施策を推進してきました。

また、平成19年度には新エネルギービジョンを策定し、新たな時代の環境・エネルギー施策を本格的に推進していく体制の整備を進めています。

今後、こうした環境・エネルギー施策は、快適でうるおいのある定住環境の創造や循環型社会の形成、産業の活性化につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、各種指針に基づく施策を町民との協働のもとに積極的に推進し、内外に誇りうる環境自治体の形成を進めていく必要があります。

■施策の方針

内外に誇りうる特色ある環境自治体の形成に向け、総合的な指針づくりのもと、環境・景観の保全と創造、新エネルギーの導入を積極的に進めます。

■施策の体系

環境自治体の形成

- 環境自治体の形成に向けた指針の策定
- 行政の率先的な環境保全活動の推進
- 環境教育、啓発活動の推進と実践活動の促進
- 自然環境・景観の保全
- 水質汚濁等環境問題への対応
- 美しい景観づくり



■施策の内容

① 環境自治体の形成に向けた指針の策定

環境自治体の形成を総合的に進めるため、全町的な環境保全の指針となる環境基本計画の策定を図ります。

② 行政の率先的な環境保全活動の推進

行政自らが率先して環境保全活動に取り組み、町全体への波及を進めるため、庁舎内における地球温暖化防止対策を計画的に推進するとともに、新エネルギービジョンに基づき、公共施設への太陽光エネルギーの導入や公用車へのクリーンエネルギー車の導入等を進めます。

③ 環境教育、啓発活動の推進と実践活動の促進

環境教育や啓発活動を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚を図りながら、地域における環境美化運動はもとより、水質浄化運動や省エネルギー運動、グリーン購入運動[※]、さらには新エネルギーの導入など、町民や事業者の実践活動を促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着に努めます。

※ 環境にやさしい製品を購入する運動

④ 自然環境・景観の保全

本町が誇る水と緑の美しい自然環境・景観を保全するため、土地利用関連計画・関連法等に基づいた適正な土地利用を誘導するとともに、公共工事にあたっては、自然環境・景観の保全に配慮した資材や工法の導入に努めます。

⑤ 水質汚濁等環境問題への対応

- ① 河川の水質汚濁を防止するため、関係機関との連携のもと、河川水や地下水、工場排水等の調査・監視・指導を推進します。
- ② 事業活動や道路交通に起因する騒音、悪臭、振動等についても、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。
- ③ 自衛隊駐屯地周辺について、関係機関との連携のもと、住宅防音対策をはじめとする環境整備を進めます。
- ④ 監視カメラの有効活用や監視員によるパトロールの強化など、監視・パトロール体制の充実を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。



第3章 快適で安全・安心なよしのがり



6 美しい景観づくり

吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例に基づき、町民の理解と協力のもと、対象区域における良好な景観の形成を誘導していくとともに、その他の区域についても本町の自然資源や歴史・文化資源等を生かした美しい景観づくりを促進していきます。



成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
太陽光エネルギーを導入している公共施設	箇所	1	4
クリーンエネルギー公用車の導入台数	台	0	5
自然環境の豊かさに関する町民の満足度*	%	63.5	

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

2. 上水道の充実

現状と課題

水道は、健康で文化的な生活を営む上で、また産業活動や都市機能を維持する上で必要不可欠な施設です。

本町における水の供給は、佐賀東部水道企業団による上水道と、田手簡易水道、永山簡易水道によって行われています。

本町ではこれまで、人口の増加や下水道の整備等に伴う水需要の増大に対応し、佐賀東部水道企業団と連携し、また簡易水道施設の整備充実のもと、水の安定供給に努めてきました。

しかし、水道未加入世帯が多く、これへの対応

が課題となっているほか、施設の老朽化への対応や災害に強いライフラインとしての施設の充実など、給水体制の一層の充実が求められています。

このため、今後は、安全・安心な水の安定供給という基本的な水準を確保しつつ、水道利用者の求めるより質の高い水準での水の供給を目指し、佐賀東部水道企業団による給水体制の一層の充実を促進していくとともに、簡易水道施設の整備充実を計画的に進めていく必要があります。

施策の方針

快適な町民生活に欠かせない安全・安心な水の安定供給に向け、関係機関との連携のもと、上水道事業及び簡易水道事業の充実に努めます。

施策の体系

上水道の充実

- 上水道事業の充実促進
- 簡易水道事業の充実

施策の内容

1 上水道事業の充実促進

- ①施設の老朽化や災害時への対応、安全性の向上等を見据えた施設整備など、佐賀東部水道企業団における給水体制の一層の充実を促進します。
- ②井戸水等を使用する水道未加入世帯の水質検査の実施を促し、衛生的見地から佐賀東部水道企業団への加入を促進します。

2 簡易水道事業の充実

老朽化への対応や水質管理の充実等に向け、簡易水道施設の整備充実を計画的に推進し、今後とも安全・安心な水の安定供給に努めます。



成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
佐賀東部水道企業団への加入率	%	81.0	86.0



3. 下水道の充実

■現状と課題

下水道は、快適な居住環境の確保、河川等の水質保全をはじめ、多面的な役割を持つ重要な施設です。

本町ではこれまで、下水道の整備に先進的に取り組み、平成元年から農業集落排水事業を、平成6年から公共下水道事業を推進してきました。

また、これら集合処理に適さない区域等においては合併処理浄化槽の設置を促進し、平成19年3月末現在の汚水処理人口普及率は96.8%となっています。

今後とも、子どもたちが昔ながらの川遊びができる安全で澄んだ川の復活と美しく快適な居住環境の確保に向け、実情に即して計画区域の見直しを行いながら、残された区域における公共下水道事業を計画的に推進する必要があります。

また、公共下水道事業及び農業集落排水事業によってすでに供用を開始している区域における加入促進及び施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進を図り、全町水洗化の早期実現に努める必要があります。

さらに、処理施設において発生する下水道汚泥の有効活用など、循環型社会の形成に向けた取り組みも進めていく必要があります。

■施策の方針

美しく快適な居住環境づくりと河川等の水質保全を一層進めるため、町全域における汚水処理施設の早期整備及び加入・普及促進に努めます。

■施策の体系

下水道の充実

- 公共下水道事業の推進
- 農業集落排水施設の適正管理
- 合併処理浄化槽の設置促進
- 下水道事業の健全運営
- 下水処理水及び下水道汚泥の有効活用



■施策の内容

① 公共下水道事業の推進

- ①全町的なまちづくりの視点から計画区域の見直しを行い、残された区域における公共下水道事業を計画的に推進します。
- ②すでに供用を開始している区域については、施設の適正管理に努めるとともに、加入を促進します。

② 農業集落排水施設の適正管理

農業集落排水施設を整備した区域において、施設の適正管理に努めるとともに、加入を促進します。



③ 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業、農業集落排水事業の集合処理に適さない区域等において、合併処理浄化槽の設置を促進します。

④ 下水道事業の健全運営

使用料の適正化や徴収率の向上、経費の節減を図り、下水道事業の健全運営に努めます。

⑤ 下水処理水及び下水道汚泥の有効活用

循環型社会の形成に向け、処理施設において発生する下水処理水や下水道汚泥のリサイクルへの取り組みを進めます。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
下水道事業計画区域面積	ha	415	480
汚水処理人口普及率	%	96.8	98.0
下水道・排水処理施設の整備状況に関する町民の満足度*	%	65.5	➡

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

第3章 快適で安全・安心なよしのがり



4. 廃棄物処理等環境衛生の充実

■現状と課題

これまでの生活様式や社会・経済の仕組みを見直し、循環を基本とする廃棄物を出さない社会づくりが求められています。

本町のごみ処理は、脊振共同塵芥処理組合において広域的に行っており、神崎市に設置された脊振広域クリーンセンターにおいて焼却処理及びリサイクル等を行っています。

本町では、啓発活動をはじめ、古紙等の集団回収や生ごみ処理機の購入への補助、リサイクルセンターの活用等を通じ、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルの促進に努めてきました。

しかし、分別排出されたごみの中には、異種ごみの混在が見受けられるほか、全体的なごみの排出量も依然として減少せず、ごみ分別の一層の徹底や減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあります。

このため、平成19年度に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実やリサイクルセンターの増設を進めるとともに、町民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、し尿処理については、三神地区環境事務組合において広域的に行っており、神崎市に設置された三神地区汚泥再生処理センターで処理しています。

本町では下水道の整備が進んでいますが、

し尿汲み取りに依存する状況は依然として続いていることから、今後とも、広域的連携のもと、適正な処理に努める必要があります。

葬祭公園については、現在、町内には設置されておらず、佐賀市等近隣市町の施設を利用していますが、今後は、広域的な確保を検討していく必要があります。

■施策の方針

循環型社会の形成に向け、一般廃棄物処理基本計画に基づき、広域的なごみ・し尿処理体制の充実を進めながら、3R運動を促進します。

■施策の体系

廃棄物処理等環境衛生の充実

- ごみ処理・リサイクル体制の充実
- 3R運動の促進
- し尿処理体制の充実
- 葬祭公園整備の検討・推進

■施策の内容

① ごみ処理・リサイクル体制の充実

①啓発活動の推進により、町民のごみ分別の一層の徹底に努めるとともに、広域的連携のもと、脊振共同塵芥処理組合による収集・処理・リサイクル体制の充実を図ります。

②町内におけるリサイクルの拠点施設として、リサイクルセンターの増設を図ります。

② 3R運動の促進

啓発活動の推進をはじめ、古紙等の集団回収や生ごみの排出抑制及び堆肥化への支援等を通じ、町民の自主的な3R運動を促進し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を促します。

③ し尿処理体制の充実

許可業者への指導等により実情に即した収集体制の充実に努めるとともに、広域的連携のもと、三神地区環境事務組合による処理体制の充実を図ります。

④ 葬祭公園整備の検討・推進

町民ニーズの動向等を踏まえ、周辺自治体との連携のもと、広域葬祭公園の整備について検討・推進します。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
リサイクルセンターへの資源ごみ搬入量	t/年	168	220
家庭用生ごみ処理機購入台数	台/年	10	30
古紙等集団回収量	t/年	40	60



5. 公園・緑地の整備

■現状と課題

公園・緑地は、スポーツの場、いこいの場、子どもの遊び場であるとともに、災害時の避難場所となる重要な施設です。

本町には、佐賀東部緩衝緑地や三田川中央公園などの都市公園や農村公園が整備されています。

町民1人当たりの都市公園面積をみると、約21.95m²（平成18年度末）で、全国平均の8.7m²、県平均の10.1m²（平成16年度末）よりも高い水準となっていますが、そのうち吉野ヶ里歴史公園が14.94m²と大半を占め、実質的には7.01m²となっています。

今後、高齢化の進行や余暇時間の増大などにより、公園利用者の増大が予想されるとともに、町民の健康志向の高まりや防災に対する意識の高揚などにより、公園に求められる機能も一層多様化していくことが見込まれることから、だれもが利用しやすい魅力ある公園の整備と適正な配置が必要となっています。

また、既存公園の施設・設備の老朽化への対応や管理体制の充実も求められています。

一方、都市化の進展に伴い空地や農地が減少する中で、町民の生活にやすらぎやうるおいをもたらす身近な緑の確保も重要になっており、学校や道路などの公共施設、民有地における緑化の推進を図っていく必要があります。

■施策の方針

スポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上、花と緑に包まれた快適な環境づくりに向け、緑の基本計画の策定のもと、公園・緑地の整備及び緑化を推進します。

■施策の体系

公園・緑地の整備

- 公園・緑地整備に関する指針の策定
- 安全で利用しやすい公園・緑地整備と適正配置
- 既存公園の整備と管理体制の充実
- 緑化の推進



■施策の内容

① 公園・緑地整備に関する指針の策定

公園・緑地の整備及び緑化を総合的、計画的に推進するため、その指針となる緑の基本計画の策定を図ります。

② 安全で利用しやすい公園・緑地整備と適正配置

町民の健康志向や防災意識の高まりなどに配慮した魅力ある公園・緑地、親水空間づくりに努めるとともに、だれもが身近にかつ気軽に利用できるよう適正な配置に努めます。



③ 既存公園の整備と管理体制の充実

老朽化への対応や利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の整備充実を計画的に進めるほか、地域住民や各種団体、民間企業等による公園・緑地等の維持管理を促進します。

④ 緑化の推進

学校や道路などの公共施設の緑化を計画的に推進するとともに、町民の意識啓発を行いながら、町民及び関係機関・団体、行政等が一体となった全町的な緑化運動、花づくり運動の展開に努めます。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度（実績）	平成24年度（目標）
都市公園面積	ha	35	36



6. 消防・防災の充実

■現状と課題

安全・安心の時代を迎え、大地震への備えをはじめとする消防・防災体制の一層の充実が強く求められています。

本町の消防体制は、非常備消防として、9分団で構成される消防団が組織されているほか、常備消防として、神埼地区消防事務組合による消防本部が神崎市に設置されており、互いに連携して消火活動や防火活動を行っています。

しかし、消防団においては、若年人口の減少や就業形態の多様化、消防団に対する理解不足等により、団員数の減少や高齢化が進み、団員の確保や昼間の消防力の維持等が課題となっています。

また、常備消防についても、近年の火災発生要因の複雑・多様化に対応した体制の充実やさらなる広域化への対応が求められています。

さらに、防火水槽や消火栓等の消防水利をはじめとする施設面の充実も必要となっています。

また、国内外で大地震が発生し、大規模災害を想定した防災体制の確立が求められる中、本町では、平成18年度に、今後の防災全般の総合的な指針となる地域防災計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、特に重要性が増している地域における自主防災体制の確立をはじめ、町及び防災関係機関、町民が一体と

なった総合的な防災体制を早期に確立するとともに、災害の未然防止に向けた治山・治水対策を進めていく必要があります。

また、世界各地でテロや有事が発生する中、武力攻撃等の緊急事態への対応も、これからの自治体の責務の一つとなっており、平成18年度に策定した国民保護計画に基づく取り組みを進めていく必要があります。

■施策の方針

あらゆる災害や危機に強い安全・安心なまちづくりに向け、地域防災計画や国民保護計画に基づき、危機管理体制の充実を図ります。

■施策の体系

消防・防災の充実

- 消防団の充実
- 常備消防・救急体制の充実
- 消防水利の整備
- 総合的な防災体制の確立
- 武力攻撃等緊急事態対策の推進
- 治山・治水対策の促進

■施策の内容

① 消防団の充実

①地域住民の理解と協力を得ながら、消防団及び行政が一体となって団員確保に努めるとともに、昼間消防力の維持・強化に向けた機能別分団の整備、研修・訓練の推進による団員の資質向上等に努め、消防団の充実を促進します。

②老朽化や能力不足等の状況に応じ、消防ポンプ・自動車や詰所をはじめ、施設・設備の計画的な更新を図ります。

② 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、職員の資質向上や施設・設備の充実等を進め、神埼地区消防事務組合による常備消防・救急体制の充実を図るとともに、消防の広域化の動向に対し、今後の常備消防のあり方について検討し、それに基づく体制整備を進めます。

③ 消防水利の整備

防火水槽の有蓋化や人口集中地域を中心とした消火栓などの消防水利の整備を推進します。

④ 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、町及び防災関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。特に、町民の防災意識の啓発を行いながら地域防災の要となる自主防災組織の育成を重点的に進めるとともに、防災無線の早期整備、災害時要援護者避難支援体制の整備、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。

⑤ 武力攻撃等緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく情報の提供、関係機関の連携協力などの施策を推進します。

⑥ 治山・治水対策の促進

水害や山地災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、田手川の整備をはじめとする河川改修や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
消防団員数	人	455	470
無蓋防火水槽数	基	22	0
有蓋防火水槽数	基	63	89
消火栓数	基	144	154
火災や災害からの安全性に関する町民の満足度※	%	33.2	➡

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

第3章 快適で安全・安心なよしのがり



7. 防犯・交通安全の充実

■現状と課題

子どもなど社会的弱者が被害者となる凶悪犯罪の発生、犯罪の低年齢化等を背景に、防犯体制の強化が強く求められています。

本町では、警察などの関係機関・団体と連携し、啓発活動の推進や青色回転灯付公用車による防犯パトロールの実施、PTAや老人クラブ等の各種団体による防犯パトロール活動の促進に努めています。

また、区長会などの協力を得て、防犯灯など防犯設備の整備を進めています。

今後、犯罪を未然に防止する施策がますます重要性を増していくことが予想されることから、町民の防犯意識の高揚や自主的な防犯活動の促進に努めるとともに、防犯設備の一層の充実を図り、安全で住みよい地域環境の確保を図っていく必要があります。

一方、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高く、その安全対策の強化が求められています。

本町では、交通事故の発生を防止するため、警察や交通安全協会などの関係機関・団体と連携し、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を図り、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、道路反射鏡や道路照明灯など

の交通安全施設の整備を進めています。

今後とも、町民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、交通安全施設の整備を引き続き進めていく必要があります。

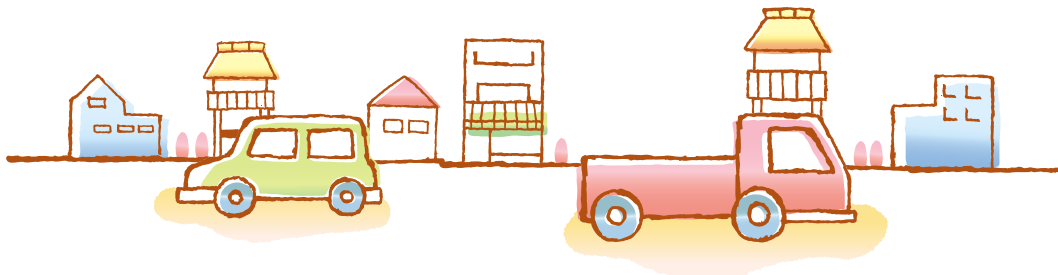
■施策の方針

犯罪や交通事故のない安全で住みよいまちづくりに向け、関係機関・団体と連携し、防犯対策、交通安全対策の一層の充実を図ります。

■施策の体系

防犯・交通安全の充実

- 防犯意識の高揚と防犯体制の充実
- 防犯設備の整備
- 交通安全意識の高揚
- 交通安全施設の整備



■施策の内容

① 防犯意識の高揚と防犯体制の充実

安全で住みよい地域環境を確保するため、警察などの関係機関・団体と連携して啓発活動や防犯パトロール活動を推進し、町民の防犯意識の高揚や防犯活動の促進を図るほか、関係機関と連携し、防犯体制の充実を図ります。

② 防犯設備の整備

犯罪を誘発する恐れのある環境を改善するため、区長会などと連携して、防犯灯などの防犯設備の整備を進めます。

③ 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、警察や交通安全協会との連携による交通安全教室、講習会などを通じて、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、関係機関と連携して交通安全運動を展開し、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

④ 交通安全施設の整備

交通の安全を確保するため、ガードレールや道路反射鏡、道路標識等の交通安全施設の整備を総合的かつ計画的に進めます。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
交通事故発生件数	件/年	168	100
交通事故死亡者数	人/年	0	0
交通事故負傷者数	人/年	233	140
防犯、交通安全施設整備の状況に関する町民の満足度*	%	22.1	➡

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

人と歴史・文化が輝くよしのがり



1. 学校教育の充実

■現状と課題

子どもたちが、明日を担う人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。

平成19年5月現在、本町には、町立の幼稚園が1園（ほか私立2園）、小学校が2校、中学校が2校あります。

本町ではこれまで、幼稚園教育の充実に努めてきたほか、小中学校義務教育の学齢期を生涯学習に通じる基礎教育の段階であるにとらえ、教育環境づくり・教育施設の整備に努めてきました。

学力向上に向けた小中連携推進教員、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うための特別支援教育支援員を配置するなど、教育条件の充実を図ってきたほか、英語教育の充実や吉野ヶ里遺跡を題材としたオンリーワン事業の取り組みをはじめ、教育内容の改善・充実を図ってきました。

また、施設についても、バリアフリー対策の一環としてエレベーターの設置を行ったほか、耐震補強や空調設備の整備を進めてきました。

しかし、少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための義務教育内容の一層の充実、学校・家庭・地域が一体と

なった社会全体での子どもの育成、さらには安全・安心な環境づくり等が課題となっています。

このため、今後は、幼児教育機能の充実、外国人を活用した英語教育や体験活動を重視した生きる力を育む特色ある教育活動の一層の推進、教職員の資質向上、学校施設・設備の整備、子どもの安全対策の強化など、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

■施策の方針

子どもたちが、明日の本町を担う人材として成長していくことができるよう、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動の推進や学校施設の整備をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

■施策の体系

学校教育の充実

- 生きる力を育む教育活動の推進
- 教職員の資質の向上と信頼される学校づくり
- 学校施設・設備の整備
- 総合的な安全対策の推進

■施策の内容

① 生きる力を育む教育活動の推進

- ① 生きる力の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園における指導体制・教育内容の充実、幼保小の連携強化を図ります。
- ② 確かな学力の育成に向け、少人数指導など指導体制の充実、小中及び4校の連携強化のもと、本町の特性・資源、人材等の地域教育力を活用した特色ある教育の充実、漢字検定の推奨、読書活動の充実を図るとともに、小中一貫した英語教育・国際理解教育をはじめ、情報教育、環境教育、特別支援教育など社会変化に対応した多様な教育の充実を図ります。
- ③ 豊かな人間性の育成に向け、生徒指導や道徳教育、人権教育、福祉教育をはじめ、児童会・生徒会の交流、吉野ヶ里遺跡を題材としたオンリーワン事業の充実を図るほか、学校・教育委員会・家庭・地域の連携強化のもと、いじめや不登校、問題行動への対応の充実を図ります。
- ④ 健康・体力の育成に向け、健康教育の充実をはじめ、関連部門が一体となった食育の推進、部活動の充実、給食体制の充実を図ります。

② 教職員の資質の向上と信頼される学校づくり

- ① 教職員の研修や研究活動の充実等を促進し、教育専門職としての使命感や実践力の向上を促します。
- ② 学校経営に関する外部評価の実施・公表等を通じ、信頼される学校づくりを進めます。

③ 学校施設・設備の整備

- ① 耐震化や老朽化への対応、安全管理の強化、バリアフリー化に向け、学校施設の整備を計画的に推進します。
- ② 情報教育のためのパソコンの更新など、教育内容の充実に即した設備等の整備を図ります。

④ 総合的な安全対策の推進

青色回転灯付公用車によるパトロールの強化、各種団体によるパトロールの充実促進等により、登下校時の安全対策の一層の強化を進めるとともに、学校における避難訓練の実施や防犯施設・設備の整備を行うなど、総合的な安全対策を推進します。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
校舎・体育館の耐震化	%	41.0	100.0
子どもの教育環境に関する町民の満足度*	%	31.5	

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

第4章 人と歴史・文化が輝くよしのがり



2. 生涯学習社会の形成

■現状と課題

いつでも、だれでも、どこでも学びたいことを学ぶことができる生涯学習社会の形成が求められています。

本町では、町民の幅広い学習ニーズに応えるため、公民館等を拠点に、乳幼児から高齢者までの各段階に応じた様々な講座・教室を開催しているほか、社会教育団体の育成、学習情報の提供等に努めています。

しかし、公民館施設の老朽化が進み、施設面の充実が課題になっているほか、社会・経済情勢の変化に伴いますます高度化・多様化する町民の学習ニーズに効果的に応えられる体制づくりが求められており、ハード・ソフト両面からの総合的な取り組みが必要となっています。

このため、本町の生涯学習の拠点となる新たな施設の整備を進めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、指導者の確保や情報の提供、特色ある講座・教室の企画・開催等を行い、町民一人ひとりが自発的意志に基づいて学び続けることができる環境づくりを進めていく必要があります。



■施策の方針

町民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学び続け、その成果が本町のまちづくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、総合的な学習環境づくりを進めます。

■施策の体系

生涯学習社会の形成

- 生涯学習関連施設の整備
- 指導者の育成・確保と有効活用
- 学習情報の提供
- 特色ある講座・教室の企画・開催
- 関係団体等の育成



■施策の内容

① 生涯学習関連施設の整備

- ① 老朽化の状況等を勘察し、公民館施設の整備充実を図るとともに、図書室については、蔵書の充実をはじめ、読書活動の拠点としての機能強化及び利用促進に努めます。
- ② 本町の新たな生涯学習・文化の拠点施設として、総合文化センター（仮称）の整備を図ります。

② 指導者の育成・確保と有効活用

多様な分野における指導者・ボランティアの育成・確保に努めるとともに、人材バンク制度の充実など登録・派遣体制の整備を図り、有効活用を進めます。

③ 学習情報の提供

広報紙やパンフレットの活用、情報化施策と連動した情報提供体制の整備を図り、学習関連情報の提供に努めます。

④ 特色ある講座・教室の企画・開催

社会・経済情勢の変化や町民ニーズの動向、本町の特性・資源を踏まえ、特色ある講座・教室の企画・開催を図ります。

⑤ 関係団体等の育成

社会教育団体や学習グループの育成、コミュニティ単位での学習活動の促進に努め、町民の自主的な学習活動、地域ぐるみの学習活動の活発化を促進します。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度（実績）	平成24年度（目標）
生涯学習・文化活動や施設整備の状況に関する町民の満足度※	%	26.1	➡
図書登録カード（発行者数）	人	749	2,500

注）※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

第4章 人と歴史・文化が輝くよしのがり



3. スポーツの振興

■現状と課題

スポーツは、健康増進に役立つだけでなく、人々の親睦を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本町のスポーツ活動は、体育協会、スポーツ少年団(小学生)、少年スポーツクラブ(中学生)などの組織を中心に展開されており、各種のスポーツ活動が活発に行われています。

町では、これら町民主体のスポーツ活動の支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、各種スポーツ大会の開催など、スポーツの振興に向けた条件整備に努めています。

スポーツ施設としては、三田川武道館、さざんか武道館、町民温水プール、三田川中央公園(野球場、テニスコート、多目的広場)、丸山球場、東脊振運動公園テニスコート、学校体育施設(開放)などがあり、活発に利用されています。

しかし、近年、町民の健康に関する意識が一層高まる中、スポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、老朽化に対応した施設面の充実や管理運営体制の充実が求められているほか、ニュースポーツの普及をはじめ、幅広い年齢層の町民が生涯にわたってスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、各スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブや指導者の育成、人生の

各期に応じたスポーツ活動の普及など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

■施策の方針

すべての町民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

■施策の体系

スポーツの振興

- スポーツ施設の整備充実・有効活用
- スポーツ団体、指導者の育成
- 多様なスポーツ活動の普及促進



■施策の内容

① スポーツ施設の整備充実・有効活用

町民が安全で快適にスポーツ活動を行えるよう、老朽化の状況や利用ニーズを勘案し、各種スポーツ施設・設備の整備充実を計画的に進めていくとともに、管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

② スポーツ団体、指導者の育成

①スポーツ振興の中核を担う体育協会や、スポーツ少年団、少年スポーツクラブなどのスポーツ団体・クラブの育成を図るとともに、だれもが参加できる地域の新たなスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブの組織化を促進します。

②多様化するスポーツニーズに対応できるよう、体育指導委員などの指導者の育成・確保に努めます。

③ 多様なスポーツ活動の普及促進

①啓発活動の推進やスポーツ情報の収集・提供を図り、町民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に努めます。

②幅広い年齢層が気軽に参加できるニュースポーツから競技スポーツまで、多様なスポーツの振興に向け、体育協会等と連携し、各種スポーツ大会・教室等の内容充実及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。

③スポーツと保健・医療の連携・一体化の視点に立ち、関連部門の連携強化のもと、健康づくり・スポーツ事業の企画・実施を図ります。

④各地区の体育推進活動を促進し、地域ぐるみのスポーツ活動の活発化を促していきます。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
スポーツ活動や施設整備の状況に関する町民の満足度※	%	28.3	➡
社会体育施設利用者数	人/年(延べ)	60,000	70,000

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

第4章 人と歴史・文化が輝くよしのがり



4. 歴史・文化の継承と創造

■現状と課題

人々の価値観がますます多様化する中、精神的な豊かさや生活の質を重視する傾向が強まり、芸術・文化への関心が高まっています。

本町では、文化協会が中心となって、公民館等を利用して多種多様な芸術・文化活動が展開されており、近年では、赤熊太鼓やバンブーオーケストラなどの新しい文化活動も育ってきています。

町では、これら町民主体の芸術・文化活動を支援しているほか、文化協会と連携して各種の文化行事を展開し、芸術・文化の振興に努めています。

こうした芸術・文化活動は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、生きる勇気や喜びをもたらす重要な要素であり、町の活性化と密接に結びついていることから、今後とも、だれもが気軽に芸術・文化にふれ、活動することができる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本町は、全国的に注目を集めている日本最大級の環壕集落遺跡・吉野ヶ里遺跡をはじめ、日本最初の茶樹栽培地である霊仙寺跡、成富兵庫茂安が築造した蛤水道、石塔院や東妙寺などの由緒ある寺社、筑前街道や長崎街道等の歴史の道、さらには各地域における伝統行事など、貴重な歴史・文化資源を有するまちであり、有形・無形の数多くの文化財があります。

これらの文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた本町の貴重な財産であることから、今後とも適切な保存・活用に努めるとともに、展示施設等の整備を図り、より多くの人々が本町の歴史や文化にふれあえる環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の方針

うるおいのある暮らしの確保と個性的な文化の継承・創造に向け、町民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、貴重な文化財の保存・活用を図ります。

■施策の体系

歴史・文化の継承と創造

- 芸術・文化団体、指導者の育成
- 芸術・文化にふれる機会の充実
- 文化財の保存・活用



■施策の内容

① 芸術・文化団体、指導者の育成

町民主体の芸術・文化活動の一層の活発化を促進するため、文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者の育成・確保に努めます。

② 芸術・文化にふれる機会の充実

文化協会と連携し、文化祭の内容充実をはじめ、文化講演会やコンサートをはじめとする魅力ある文化行事の企画・開催を進め、活動成果を発表する機会や多様な芸術・文化を鑑賞する機会の充実に努めます。



③ 文化財の保存・活用

- ①吉野ヶ里遺跡について、発掘調査の推進や博物館の整備をはじめ、日本を代表する歴史公園として整備されるよう、国・県に働きかけていきます。
- ②霊仙寺跡周辺の整備をはじめ、指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても町民の理解と協力を得ながら調査及び保存・活用を進めます。
- ③伝統行事や祭り等についても、保存団体の育成等を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。
- ④文化財に関する説明会や講座・教室、イベントの開催等を通じ、町民が文化財にふれあう機会の充実と文化財愛護意識の高揚に努めます。
- ⑤町の貴重な文化財を保存・活用するため、文化財展示施設の整備を図ります。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
文化協会加入サークル数	サークル	83	100



5. 青少年の健全育成

■現状と課題

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、非行や犯罪、いじめの多発など、青少年をめぐる問題が深刻化しつつあります。

本町では、青少年育成町民会議が中心となり、啓発活動やパトロール活動、環境浄化活動をはじめとする各種の健全育成活動を企画・実施しているほか、生涯学習・スポーツ活動の一環として、子どもクラブ活動の支援や読み聞かせ教室の開催、子どもの居場所づくり、スポーツ活動の促進などを行い、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいます。

今後とも、青少年が社会とのかかわりの中で自己を確立し、試行錯誤の過程を経て、社会の一員としての自覚を持ち、心身共にたくましく育つよう、全町的な体制整備のもと、一層積極的な取り組みを進めていく必要があります。



■施策の方針

青少年が明日の本町の担い手として心身共に健やかに育成されるよう、町ぐるみの体制整備のもと、健全育成活動を積極的に推進します。

■施策の体系

青少年の健全育成

- 青少年健全育成体制の充実
- 健全な社会環境づくり
- 家庭・地域の教育力の向上
- 青少年の体験・交流活動等の促進



■施策の内容

① 青少年健全育成体制の充実

青少年育成町民会議の一層の充実を促進するとともに、関係機関・団体、家庭、学校、地域、行政等の連携を一層強化し、町一体となった健全育成体制の確立を図ります。

② 健全な社会環境づくり

社会環境の点検や巡回パトロール、補導など、関係団体を中心とした有害環境の浄化や非行の防止、安全対策の強化に向けた各種の活動を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

③ 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育に関する講座・教室の開催や啓発活動の推進、放課後の子どもの居場所づくりなどを通じ、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

④ 青少年の体験・交流活動等の促進

各種講座・教室の開催等を通じ、青少年の様々な体験・交流活動や地域活動、文化・スポーツ活動等を促進します。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
家庭教育学級参加者数	人/年(延べ)	2,000	2,500
青少年体験交流事業参加者数	人/年(延べ)	340	500



6. 国内外との交流活動の促進

■現状と課題

地球交流の時代を迎え、特に佐賀県では、アジアとわが国を結ぶ西の拠点としての役割が期待されています。

本町では、韓国の中学校と町内中学校との交流事業を行っているほか、英会話教室や韓国語教室の開催、県子どもクラブ主催の訪韓少年の翼への参加促進などを行い、国際化に対応した人材の育成や国際交流活動の展開に努めています。

今後、国際化がさらに進む中で、国際化に対応した人づくりや地域づくりが一層重要なものとなってくることが予想されることから、これらの取り組みの充実を図りながら、人材育成や町民主体の国際交流活動の展開、居住する外国人や外国人観光客が行動しやすい環境整備等を積極的に進めていく必要があります。

また、国内における地域間交流も、地域活性化の大きな契機となるものであり、貴重な歴史・

文化資源や美しい自然をはじめとする本町の特性・資源を生かし、交流活動を促進していく必要があります。

■施策の方針

地球交流の時代に対応し、人材の育成や国内外との多様な交流活動の促進、国際化に対応した環境整備に努めます。

■施策の体系

国内外との交流活動の促進

- 国際性豊かな人材の育成
- 国際交流活動の促進
- 国際化に対応した環境整備
- 地域間交流活動の促進



■施策の内容

① 国際性豊かな人材の育成

小中学校を対象とした語学教育の充実、食文化など異文化にふれる機会の充実を図り、国際性豊かな人材の育成に努めます。

② 国際交流活動の促進

韓国の中学校と町内中学校との交流事業の継続と内容充実に努めるほか、県等が行う各種国際交流事業への町民の積極的な参加を促進します。



③ 国際化に対応した環境整備

案内板や各種刊行物等の外国語併記、役場窓口をはじめ各公共施設における外国人への対応の充実など、外国人が住みやすく訪れやすい環境整備を推進します。

④ 地域間交流活動の促進

吉野ヶ里遺跡をはじめとする貴重な歴史・文化資源、水と緑の美しい自然環境・景観など本町の特性・資源を生かし、国内の自治体や民間団体等との交流活動の展開を促進します。

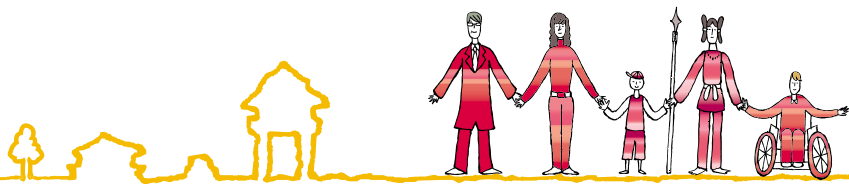


■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
国際交流団体、サークル数 (自主運営)	団体	4	8
国内外との交流活動の状況に関する 町民の満足度*	%	8.8	➡

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

第5章 活力とにぎわいあふれるよしのがり



1. 観光の振興

■現状と課題

わが国では、観光立国の実現に向け、各地域で創意工夫を生かした主体的な取り組みを推進することが求められています。

本町には、吉野ヶ里歴史公園をはじめとする歴史・文化資源や千石山のさざんかに代表される自然資源はもとより、「道の駅」さざんか千坊館やひがしせふり温泉『山茶花の湯』、トム・ソーヤの森、吉野ヶ里菜の花マーチや脊振千坊聖茶まつり、吉野ヶ里ふるさと炎まつりなどのイベントや祭り、さらには栄西茶や味噌・醤油、イチゴ、タケノコなどの特産品等々、多様な観光・交流資源があります。

また、現在整備中の五ヶ山ダムについても、町北部における観光・交流拠点としての活用が期待されています。

しかし、平成16年の観光客数をみると、約

45万人と推計され、前年に比べ7万人の減少となっているほか、ほとんどが日帰り観光客という状況にあり、町全体で観光客を受け入れる体制づくりや吉野ヶ里歴史公園一点通過型観光からの脱却をはじめ、個々の観光・交流資源の吸引力の向上、東脊振トンネルの開通などの地の利を生かした誘客、食やふれあい、体験を求める観光ニーズへの対応など、総合的な対応が求められています。

このため、今後は、吉野ヶ里歴史公園の充実を促進するとともに、「観光まちづくり」を進めるために平成18年度に策定した観光戦略計画に基づき、観光が町の発展に大きく貢献する産業となるよう、多面的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。



■施策の方針

町民と一体となって「観光まちづくり」を進めるため、吉野ヶ里歴史公園の充実を促進するとともに、観光戦略計画に基づき、推進体制の整備を図りながら、観光地としての魅力の一層の向上や、近隣都市圏等からの集客に向けた多面的な取り組みを推進します。



■施策の体系

- 観光の振興
- 吉野ヶ里歴史公園の充実促進
 - 観光戦略推進体制の整備
 - 観光地としての魅力を高める戦略の推進
 - ニーズをとらえ、人を呼び込む戦略の推進



第5章 活力とにぎわいあふれるよしのがり



■施策の内容

① 吉野ヶ里歴史公園の充実促進

吉野ヶ里歴史公園について、博物館の整備をはじめ、日本を代表する歴史公園としての整備及び観光・交流機能の強化を国・県に働きかけていくとともに、本町の観光・交流の核として一層活用していきます。

② 観光戦略推進体制の整備

- ①観光戦略を推進する中核組織として、地元主体で構成される観光みらい会議（仮称）の設立を図ります。
- ②町内を案内する観光ボランティアガイドの育成や登録制度の創設、本町に愛着を持つ町外サポーター制度の導入、町民のおもてなし力の向上に向けた取り組みの推進など、「観光まちづくり」をみんなで支える仕組みの構築に努めます。
- ③観光客動向調査の分析や、町民・観光事業者へのおもてなし意識等についてのアンケート調査の実施など、観光動向の把握に努めます。

③ 観光地としての魅力を高める戦略の推進

- ①各資源をつなげるテーマや物語の発掘、季節の花を楽しむ四季折々のルートの設定、ウォーキングやサイクリングができる回遊ルートの整備、さらには祭り・イベントの充実など、既存観光・交流資源の魅力向上に向けた取り組みを進めます。
- ②地域に残る歴史・文化・食資源などの発掘を行うとともに、地元食材を使用した加工品の開発や料理コンテストの開催を行うなど、日常的な資源の再発見と活用に努めます。
- ③景観の経済的効果も十分に踏まえ、景観形成に関するルールづくりや活動を積極的に進め、本町らしい景観の保全と創造に努めます。
- ④コミュニティバスの活用や外国語併記によるわかりやすい案内板の整備をはじめ、観光客が町内を効率的に回遊できる環境づくりに努めるとともに、吉野ヶ里歴史公園からJR吉野ヶ里公園駅にかけての拠点性の向上に向けた取り組みを進めます。
- ⑤観光施設におけるユニバーサル・デザインの導入、外国語による観光マップの作成やガイドの導入など、観光客が安心して便利に観光できる環境づくりに努めます。

④ ニーズをとらえ、人を呼び込む戦略の推進

- ①福岡をはじめとする近隣都市圏の日帰り観光のニーズ調査・分析に加え、吉野ヶ里歴史公園を中心とした関東・関西などの国内大都市圏の旅行形態調査・分析などを行い、ニーズの把握に努めます。
- ②本町の知名度の向上及び近隣都市圏からの集客に向け、様々なメディアや機会を活用し、情報発信・PR活動等を推進します。
- ③神崎市や佐賀市などの周辺観光地と組み合わせた観光ルートの設定や九州国立博物館

との連携、周辺自治体と一体となったPR活動の推進など、広域的な観光振興の取り組みを進めます。

- ④JR九州や航空会社、旅行会社などとタイアップし、魅力的な旅行商品の開発・販売促進に努めるほか、体験型修学旅行や外国人向けの旅行などの誘致に努めます。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度（実績）	平成24年度（目標）
吉野ヶ里町の観光客数	千人	622	722
観光・レクリエーション基盤の整備状況に関する町民の満足度※	%	22.4	➡

注）※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合



第5章 活力とにぎわいあふれるよしのがり



2. 農林業の振興

■現状と課題

わが国の農業は、近年、食の安全と消費者の信頼の確保、地産地消、食育の展開、担い手の明確化などが重視されています。

本町では、佐賀平野を形成する肥沃な平坦地と中山間地域に開けた耕地を利用し、古くから米麦作を中心とした農業が営まれ、現在、米、麦、大豆の生産をはじめ、茶栽培、イチゴやアスパラガスなどの野菜生産、ミカンやカキなどの果樹栽培、さらに畜産などが行われています。

平成17年の本町の総農家数は644戸で、うち販売農家数は509戸、経営耕地面積は769haとなっています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、土地改良事業等による生産基盤の整備や担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を推進し、着実に成果を上げてきました。近年では、担い手として、9つの集落営農組織が設立されています。

しかし、農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、これらに伴う中山間地域を中心とする遊休農地・耕作放棄地の増加、さらには有害鳥獣による被害の増加といった問題が一層深刻化してきており、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。

このため、今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、意欲と能力のある担い手の育成を集中的・

重点的に進めるとともに、生産性の一層の向上や高品質化、特産品の開発等を促進していく必要があります。

また、環境保全型農業や地産地消の促進、都市との交流の促進、さらには有害鳥獣対策の強化など、多面的な取り組みを一体的に推進していく必要があります。

一方、森林は、木材生産機能をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全など多面的機能を有しています。

本町は、北部の山間地域を中心に森林が総面積の約半数を占めており、そのうち約4割が民有林で、スギ、ヒノキ等の人工林が形成されています。

これらの人工林は、若い林分も多く、間伐など適切な保育が必要な状況にあります。

しかし、専業林家はなく、小規模経営である上、木材需要の停滞や価格の低迷など林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、林業従事者の減少、高齢化等とも相まって、生産活動が停滞し、適切な保育が行われていない森林が増加し、森林機能の低下が懸念されています。

このため、今後は、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林組合を中心とした合理的な体制整備のもと、計画的な森林整備を進めていく必要があります。

■施策の方針

自立した農業の実現と農業・農村の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、担い手の育成をはじめとする多様な振興施策を一体的に推進するとともに、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、計画的な森林整備を推進します。

■施策の体系

農林業の振興

- 農業生産基盤の充実
- 担い手の育成
- 生産性の向上、高品質化の促進
- 特産品の開発
- 環境保全型農業の促進
- 地産地消の促進
- 都市と農村との交流の促進
- 有害鳥獣対策の強化
- 計画的な森林整備の推進
- 林産物の生産振興
- 地元産材の利用促進

■施策の内容

① 農業生産基盤の充実

- ①関係機関との連携のもと、農道、用排水施設の整備を進め、農業生産基盤の充実に努めます。
- ②農地・水・環境の保全と質の向上に向け、地域ぐるみの共同活動に対する支援を行います。

- ③農業振興地域整備計画に基づき、整備された優良農地の保全及び管理に努めるほか、中山間地域における遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、適切な指導の推進や新たな転作作物の導入促進と農地の有効活用等を図ります。

② 担い手の育成

- ①農地の利用集積や経営指導の強化等により、意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。
- ②米、麦、大豆の生産に関し、担い手（認定農業者及び集落営農組織）に対象を限定して経営安定の支援を行う品目横断的経営安定対策の活用を図ります。

③ 生産性の向上、高品質化の促進

関係機関・団体との連携のもと、技術指導・支援体制の強化を図り、需要に応じた米の産地づくりを促進するとともに、米、麦、大豆をはじめ野菜、果樹、畜産等各作目の生産性の向上や高品質化、ブランド化を促進します。

④ 特産品の開発

地域特性や消費者ニーズに即した新たな作物や品種の導入・産地化を促進するほか、加工体制の充実を促進し、栄西茶や味噌・醤油をはじめとする既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品の開発を促します。

第5章 活力とにぎわいあふれるよしのがり



5 環境保全型農業の促進

食の安全と消費者の信頼の確保、環境保全に向け、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培、廃プラスチック類や家畜ふん尿などの農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、環境保全型農業を促進します。

6 地産地消の促進

さざんか千坊館農林産物直売所やフレッシュ・ヘルシー青空市などの活用、学校給食との連携、関連部門が一体となった食育の推進、PR活動の強化等により、地産地消を促進します。

7 都市と農村との交流の促進

都市圏住民や消費者との交流の促進、農地の有効活用の視点に立ち、体験・観光農業や市民農園等の取り組みを推進します。

8 有害鳥獣対策の強化

イノシシなどによる農林産物の被害を防止するため、関係機関との連携のもと、有害鳥獣対策の強化を図ります。

9 計画的な森林整備の推進

- ①林業経営の効率化、森林の適正管理、農山村地域の活性化に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業道等の整備を進めます。
- ②森林所有者の意識啓発を進めながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託、機械化を促進し、合理的な森林整備が行える体制を確立し、森林整備計画等に基づく機能区分に応じた各区域の森林施業を促進します。
- ③地域林業の担い手として、森林組合の育成に努めるとともに、これと連携しながら、林業従事者、後継者の育成・確保に努めます

10 林産物の生産振興

農林業経営の安定化に向け、シイタケやタケノコ等の林産物の生産振興を促進します。

11 地元産材の利用促進

公共施設の建設への地元産材の利用を図るほか、地元産材を使用した民間木造住宅の建設を促進するなど、地産地消を促進します。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
農道整備率(舗装)	%	91.9	95.0
集落営農組織数	組織	9	11
林道整備率(舗装)	%	84.0	94.0
農林業基盤の整備状況に関する町民の満足度*	%	18.4	→

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

3. 商業の振興

■現状と課題

近年、車社会の進展や大型店の進出等を背景に、全国的に既存商店街の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

本町の商業活動は、目達原地区、吉田地区、中副地区を中心に展開されており、平成16年の商業統計調査によると、卸売業、小売業を合わせた商店数は150店、従業者数は857人、年間商品販売額は約135億円となっています。

本町の商業は、古くから小売業を中心に町内の購買ニーズに応えてきましたが、車社会が一層進展する中、佐賀市・鳥栖市・久留米市・福岡市などの商業拠点や近隣的大型店等への購買力の流出が進み、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、商業振興の核となる商工会の育成のもと、経営の近代化や町民の消費ニーズに即した商品・サービスの充実等を促進していくとともに、都市基盤整備と連動した商店街の環境・景観整備を行うなど、商業機能の再生と創造に向けた取り組みを進めていく必要があります。

■施策の方針

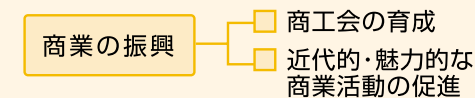
にぎわいのある商業地の再生と創造に向け、商工会の育成のもと、近代的・魅力的な商業活動を促進します。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
日常の買物の便利さに関する町民の満足度*	%	52.6	→

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

■施策の体系



■施策の内容

1 商工会の育成

商業活性化の中核的役割を担う商工会の育成に努め、商工業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

2 近代的・魅力的な商業活動の促進

- ①商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営革新や後継者の育成、特産品の直売など地元商店ならではの特色ある商品・サービスの提供、イベントの開催や共通商品券の発行など販売促進運動の展開等を促進します。
- ②厳しい経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。
- ③消費者が楽しみながら買物ができるよう、市街地整備と連動した商店街の環境・景観整備や空き店舗対策を推進します。



4. 工業の振興

■現状と課題

工業の振興は、地域経済の発展や人々の定住に直結するものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

本町の工業は、食料品製造業をはじめとする伝統的な地場産業と、4か所の工業団地への誘致企業を中心に展開されており、平成15年の工業統計調査によると、製造業の事業所数（従業員4人以上）は59事業所、従業員数は3,441人、製造品出荷額等は約1,022億円となっています。

本町の工業は、これまで町経済の発展に大きな役割を果たしてきましたが、地方の経済が依然として低迷する中で、取り巻く環境は厳しく、特に地場中小企業においては、その活性化が求められています。

また、町経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向けた新たな企業誘致も重要な課題となっています。

このため、今後は、商工会との連携のもと、既存企業の活性化や新産業の開発に向けた取り組みを推進するとともに、工業用地の確保・整備を図り、企業誘致を進めていく必要があります。

■施策の方針

地域活力の向上と雇用の場の確保に向け、既存企業の活性化や新産業の開発を促進するとともに、企業誘致を進めます。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
町内企業との連携を深めるための情報交換の場	回/年	1	3
企業立地数(合併後)	事業所	1	5

■施策の体系

工業の振興

- 既存企業の活性化の促進
- 新産業開発等の促進
- 企業誘致の推進

■施策の内容

① 既存企業の活性化の促進

①商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営革新や後継者の育成、事業の拡大等を促進するとともに、味噌・醤油、神埼そうめん等の地場製品の一層のブランド化に向けた支援を行います。

②厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。

② 新産業開発等の促進

商工会をはじめ関係機関・団体との連携のもと、異業種間交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発機能の強化を図り、地域資源を生かした新製品・新産業の開発や起業化を促進します。

③ 企業誘致の推進

市街地整備と連動し、工業用地の確保・整備を図るとともに、県等関係機関との連携のもと、企業誘致活動を積極的に展開し、環境と共生する優良企業の立地を促進します。

5. 雇用対策・勤労者福祉の充実

■現状と課題

地方の雇用情勢は、少子高齢化の急速な進行や人口の減少、産業全体の低迷等を背景に、依然として厳しい状況にあります。

本町においても、産業が停滞傾向にある中で、雇用機会の不足が問題となっており、雇用の場の確保・拡充が求められているほか、少子高齢化の一層の進行や団塊の世代の大量退職等を見据えた女性・高齢者等の雇用対策が必要となっています。

このため、各種の産業振興施策を一体的に推進するとともに、関係機関との連携のもと、雇用機会の確保や雇用の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、生涯にわたる勤労生活の安定と豊かでゆとりのある生活の実現に向け、労働条件の向上促進をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実を進めていくことが必要です。

■施策の方針

定住の促進と就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

■施策の体系

雇用対策・勤労者福祉の充実

- 雇用機会の確保と雇用の促進
- 勤労者福祉の充実

■施策の内容

① 雇用機会の確保と雇用の促進

①各種産業振興施策の推進を通じて雇用機会の確保・拡充を目指すほか、ハローワーク^{*}等関係機関や地元企業と連携した就職相談・情報提供の推進、人材育成・研修機会の提供等により、若者の地元就職及びU・Iターン^{*}の促進に努めます。

②男女雇用機会均等法の普及・啓発、シルバー人材センターや人材バンク制度の充実・活用、企業への雇用の働きかけ等を通じ、女性や高齢者、障がい者の雇用促進に努めます。

^{*} 公共職業安定所

② 勤労者福祉の充実

勤労者が健康で快適に働き、豊かで充実した生活を送れるよう、企業への啓発等により労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進していくとともに、資金貸付制度の利用促進や文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実等に努めます。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
町内事業所従業員数	人	7,125	7,500

第5章 活力とにぎわいあふれるよしのがり

6. 消費者対策の充実

■現状と課題

近年、消費生活が多様化する中で、販売方法、契約、サービス、安全性、表示等に関する様々な問題が発生しています。

本町では、県消費生活センター等関係機関と連携し、消費生活情報の提供や消費生活相談等を行い、消費者対策を推進していますが、今後、消費生活の一層の多様化が予想される中で、消費者自らが悪質商法等被害の未然防止や消費生活の質的向上を図り、自立することができるよう、近年の環境変化を踏まえた消費者啓発や情報提供の推進、相談体制の充実に努める必要があります。

■施策の方針

町民の消費生活の安定と向上を図るため、近年の環境変化を踏まえ、消費者対策の充実に努めます。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
消費生活相談件数	人/年	168	100

■施策の体系

消費者対策の充実

- 消費者啓発等の推進
- 消費生活相談の充実

■施策の内容

① 消費者啓発等の推進

県消費生活センター等関係機関と連携し、広報紙やパンフレット、各種団体の会議等を通じ、消費者啓発、消費生活情報の提供を図るとともに、消費者組織の育成に努め、消費者の自立を支援します。

② 消費生活相談の充実

悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関と連携し、消費生活相談の充実に努めます。

第6章 定住と交流を育むよしのがり

1. 土地の有効利用

■現状と課題

土地は、まちづくりの最も基本的な要素であり、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していく必要があります。

本町は、佐賀県の東部に位置する総面積43.94km²のまちで、北部は脊振山系の緑輝く山々に囲まれ、南部は肥沃な佐賀平野に属しており、水と緑の美しい自然を誇ります。

また、恵まれた交通立地条件等を背景に各種の都市機能が集積するなど、都市的な魅力を有しています。

本町は、区域区分を定めていない都市計画区域(2,285ha)と都市計画区域外(2,109ha)からなり、土地利用の地目別内訳は、田畑が23.3%、宅地が7.6%、山林が47.6%、その他が21.5%となっています。

本町ではこれまで、旧2町村の総合計画や土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を進めてきました。

しかし、中山間地域を中心とする遊休農地・耕作放棄地の増加や森林の荒廃、商店街の空洞化といった問題もみられ、これらへの対応が求められているほか、定住人口・交流人口の増加や産業振興等を見据えた吉野ヶ里町としての一体的な土地利用の推進が必要となっています。

このため、基本構想「土地利用の方針」及び国土利用計画・農業振興地域整備計画に基づき、また都市計画マスタープランの策定の

もと、計画的かつ調和のとれた土地利用を進めていく必要があります。

■施策の方針

町の一体的・持続的発展に向け、基本構想「土地利用の方針」及び国土利用計画・農業振興地域整備計画に基づき、また都市計画マスタープランの策定のもと、土地の有効利用を進めます。

■施策の体系

土地の有効利用

- 土地利用に関する指針の策定
- 適正な土地利用への誘導

■施策の内容

① 土地利用に関する指針の策定

本町の土地利用及び都市計画に関する総合的な指針として、吉野ヶ里歴史公園周辺整備、吉野ヶ里公園駅北地域の整備を重点とする都市計画マスタープランの策定を図ります。

② 適正な土地利用への誘導

土地利用関連計画や関連法、関連条例等の周知及び一体的運用による規制・誘導に努め、土地利用区分に沿った適正な土地利用を促進します。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
宅地土地利用の割合	%	7.6	7.8

第6章 定住と交流を育むよしのがり



2. 市街地の整備

■現状と課題

良好な住空間や緑空間、道路等が整備された市街地は、人々の定住と交流、活力ある産業活動を支える重要な基盤です。

本町では、南部を中心に総面積の52.0%にあたる2,285haが佐賀県東部都市計画区域に指定されており、三田川庁舎及び東脊振庁舎周辺、国道34号及び主要地方道佐賀川久保鳥栖線沿線を中心に市街地が形成されています。

本町ではこれまで、良好な市街地の形成誘導に努めてきましたが、定住の促進や居住環境の向上に向けた居住系市街地の整備が課題となっているほか、にぎわいのある商業地の再生と創造、新たな活力の創出に向けた工業立地基盤の充実などが求められています。

このため、新たな都市計画マスタープランに基づき、全町的な市街地整備体制の確立を図りながら、土地の高度利用や都市施設の整備を進め、新たな時代のまちの顔となる魅力ある市街地の形成を進めていく必要があります。

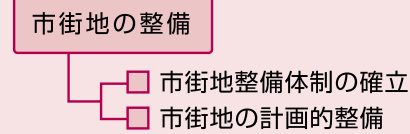
■施策の方針

快適で安全な居住環境と産業・文化の集積を生み出す魅力ある市街地の形成に向け、都市計画マスタープランに基づき、町民と協働しながら土地の高度利用や都市施設の整備を進めます。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
土地区画整理事業実施面積(累計)	ha	7	10

■施策の体系



■施策の内容

① 市街地整備体制の確立

関連部門、関係機関・団体との連携強化、町民への都市計画や市街地整備に関する情報提供・啓発の推進等を通じ、町民・事業者・行政が共通認識のもとに市街地整備に取り組める体制の確立と気運の醸成を図ります。

② 市街地の計画的整備

①三田川庁舎及び東脊振庁舎周辺の「生活拠点」を中心に、人、物、情報の活発な交流を促進するための多様な都市機能の集積に努めるとともに、民間主導の土地区画整理事業等による土地の高度利用を進め、良好な環境の居住系市街地の整備、商店街の環境・景観整備を進めます。

②町の新たな活力の創出に向け、誘致企業の受け皿として、工業立地基盤の整備を図ります。

③その他の地区についても、その役割・機能分担に応じた都市機能の整備を計画的に進めます。

3. 住宅施策の推進

■現状と課題

快適・安全・安心な住宅・住環境の確保は、人々の定住・移住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

本町は、佐賀市、鳥栖市、福岡市、久留米市に近接する立地条件や道路・交通の利便性等を背景に、近年まで人口増加を続けてきました。

しかし、少子高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、ここ数年、人口は横ばい傾向にあるとともに、今後は減少傾向で推移することが予想されており、新たな住宅地の形成など、定住・移住の促進に向けた住宅施策の推進が求められています。

また、町営住宅については、川原団地、中の原団地、萩原団地、立野団地、第6住宅、第8住宅の6団地があります。

現在、老朽化した町営住宅の建替等を進めており、平成19年度には中の原団地第5棟、上豆田団地の建設を行うとともに、第6住宅の建替に着手しています。また、平成20年度から第8住宅の建替を計画しています。

今後とも、高齢者や障がい者、子育て家庭が安全で安心して暮らせる住まいづくりといった視点に立ち、また地上デジタル放送への対応や防災面の強化も勘案し、老朽化住宅の建替・改善を計画的に進めていく必要があります。

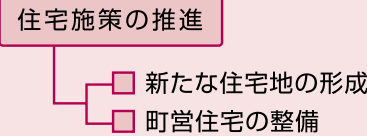
■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
町営住宅の整備供給戸数	戸	476	516

■施策の方針

定住・移住の促進、快適で安全な居住環境づくりに向け、新たな住宅地の形成を進めるとともに、町営住宅の建替・改善等を計画的に推進します。

■施策の体系



■施策の内容

① 新たな住宅地の形成

人口増加による町の活力向上、快適・安全・安心な居住環境づくりに向け、居住系市街地の計画的整備等により、良好な環境の新たな住宅地の形成を進めます。

② 町営住宅の整備

第6住宅及び第8住宅の建替をはじめ、エレベーターの設置や下水道への接続、地上デジタル放送に合わせた設備の整備、火災警報機の取り付けなど、町営住宅の建替・改善等を計画的に推進します。

第6章

定住と交流を育むよしのがり



4. 道路・交通網の充実

■現状と課題

道路・交通網は、活力ある産業活動や便利で快適な日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本町の道路網は、平成19年4月現在、高速交通網として、長崎自動車道が町の中央部を横断し、東脊振インターチェンジが設置されているほか、東西に横断する国道34号及び主要地方道佐賀川久保鳥栖線、南北に縦貫する国道385号を中心に、国道2路線、県道8路線（主要地方道3路線、一般県道5路線）、町道213路線によって構成されています。

国道385号については、平成18年に東脊振トンネルが開通し、福岡都市圏との交流基盤が一層強化されています。

本町ではこれまで、これら国道の整備促進をはじめ、関係機関と連携しながら道路整備を計画的に進め、利便性の高い道路網が形成されていますが、交通量の増加や車両の大型化、高齢化が進む中、より一層安全で便利な道路網の整備が求められています。

また、社会・経済情勢の変化を踏まえ、将来を展望した道路体系の総合的な見直しが課題となっているほか、人にやさしい道路空間づくりなども必要となっています。

一方、本町の公共交通機関は、JR長崎本線が南部を横断し、吉野ヶ里公園駅が設置されているほか、民間の路線バスが運行され、さらに町においてもコミュニティバスを運行しています。

JR長崎本線については、吉野ヶ里公園駅への特急停車と九州新幹線西九州ルート整備への対応が課題となっているほか、路線バスは、その維持・確保及び利用者の増加が求められています。

また、コミュニティバスについては、平成19年1月から町内全域における運行を開始し、交通弱者をはじめとする町民の身近な移動手段として重要な役割を果たしていますが、今後とも町民ニーズに即した路線の変更など、一層の充実を図っていく必要があります。

■施策の方針

交通立地条件のさらなる向上による町全体の発展可能性の拡大に向け、総合的な道路整備計画の策定のもと、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通機関の充実を進めます。

■施策の体系

道路・交通網の充実

- 道路整備に関する指針の策定
- 国・県道の整備促進
- 町道の整備と維持管理の充実
- 安全で快適な道路空間づくり
- 鉄道交通の充実促進
- 路線バスの維持・確保
- コミュニティバスの充実

■施策の内容

① 道路整備に関する指針の策定

町の一体的・持続的発展を見据えた道路整備を総合的、計画的に進めるため、その指針となる道路整備計画の策定を図ります。

② 国・県道の整備促進

国道385号の歩道整備、国道34号のバイパス計画や交差点改良、主要地方道佐賀川久保鳥栖線の改良をはじめ、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

③ 町道の整備と維持管理の充実

国、県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮しながら、道路利用区分に応じた道路整備を計画的、効率的に推進するとともに、町民参画・協働のもと、道路の維持管理の充実を図ります。

④ 安全で快適な道路空間づくり

道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、沿道環境・景観の保全などに配慮した、安全で快適な道路空間づくりを進めます。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
町道改良率	%	75.0	77.0
町道舗装率	%	95.0	97.0
道路の整備状況に関する町民の満足度*	%	44.4	➡
コミュニティバス1便あたりの利用者数	人	3.2	6.0
交通機関の便利さに関する町民の満足度*	%	35.9	➡

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

⑤ 鉄道交通の充実促進

広域的アクセスの一層の向上、観光振興をはじめ町全体の発展に向け、吉野ヶ里公園駅への特急停車を強く要望していくとともに、関係機関との連携のもと、九州新幹線西九州ルート整備による通過列車の増加に伴う安全性や環境問題等への適切な対応を図ります。

⑥ 路線バスの維持・確保

引き続き路線バスの維持・確保を図るとともに、広報活動等を通じて利用促進に努めます。

⑦ コミュニティバスの充実

町民の身近な交通手段として、より一層の利便性向上を図るため、運行実績や利用者の意見・要望等を集約・分析しながら、運行ダイヤやコースの充実を進めていくとともに、広報活動等を通じて利用促進に努めます。



第6章 定住と交流を育むよしのがり



5. 情報化の推進

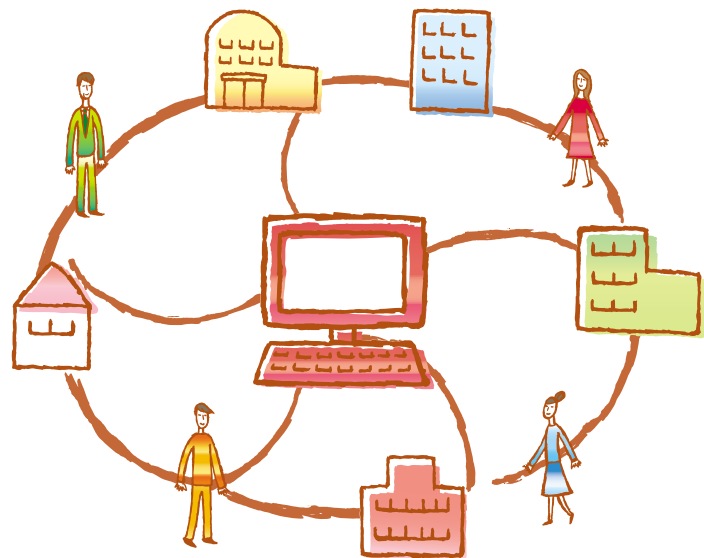
■現状と課題

インターネット^{*}が急速に普及し、高度情報化社会が到来したほか、これを利活用した電子自治体の構築が進められています。

本町ではこれまで、合併に伴う各種システムの統合や整備、庁舎と各公共施設の光ケーブルによるネットワーク化、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した広域的連携による電子自治体の構築に向けた取り組み、情報化に関する学習機会の提供など、情報化に向けた各種の施策を推進してきました。

今後、情報化は、町政運営の効率化や町の活性化、町民生活の質的向上に向けた社会基盤として、これまで以上に大きな役割を果たすことが予想されることから、総合的な指針づくりのもと、行政内部の情報化の一層の推進や多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体の構築及び町全体の情報化を積極的に進めていく必要があります。

※ 世界規模の通信ネットワーク



■施策の方針

町の活性化と町民生活の質的向上に向け、全庁的な体制整備及び情報化に関する計画の策定のもと、電子自治体の構築と町全体の情報化を一体的に推進します。

■施策の体系

情報化の推進

- 情報化に関する計画の策定
- 電子自治体の構築と町全体の情報化
- 情報化の環境づくり

■施策の内容

① 情報化に関する計画の策定

本町にふさわしい電子自治体の構築及び情報化を総合的、計画的に進めるため、関連部門が一体となった全庁的な体制整備のもと、情報化に関する計画の策定を図ります。

② 電子自治体の構築と町全体の情報化

- ① 町民のだれもが各種サービスを等しく利用できる環境づくりに向け、全庁ネットワークの整備を行い、光ケーブルによって結ばれた超高速情報通信網の利用を促進します。
- ② 電子自治体の入り口として、ホームページの内容充実及び有効活用を図ります。
- ③ 既存の各種システムの維持・充実に努めるとともに、総合行政ネットワークの利用を促進した広域的連携のもと、電子申請・収納システムの導入など電子自治体の構築に向けた取り組みを進め、行政内部の情報化を一層推進します。
- ④ 全町的な情報化の視点に立ち、保健・医療・福祉分野や防災・防犯分野、教育・文化分野、産業分野など、多様な分野における情報サービスの提供を進めていきます。

③ 情報化の環境づくり

ユビキタス社会^{*1}の実現に向けて、いつでも、どこでも、だれでもが情報環境を安心して利活用できるよう、情報化に関する学習・教育機会の充実に努めるとともに、健康福祉センターなどの公共施設に住民情報端末を整備して各種の情報提供を行い、時代に即した情報セキュリティ^{*2}対策を推進します。

※1 いつでも、どこでも、だれでもが快適かつ安全・安心に情報通信技術を活用でき、情報へのアクセスが可能になる、情報通信ネットワークが高度に進んだ状態になった社会

※2 安全、保護



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度（実績）	平成24年度（目標）
ホームページアクセス件数	件/月	6,482	7,800
公共施設の情報提供端末整備箇所数	箇所	3	6

第6章 定住と交流を育むよしのがり



6. ダム関連事業の推進

■現状と課題

五ヶ山ダムは、博多湾へ注ぐ2級河川那珂川上流である本町北端の小川内地区と、福岡県那珂川町大字五ヶ山地区において、福岡県により平成29年度竣工を目指して建設が進められている多目的ダムです。総貯水容量4,020万³mを有し、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、異常渇水時の緊急水補給等を目的としています。

現在、水源地域対策特別措置法(水特法)に基づき、水没者の生活再建、水源地域の活性化、残存山林の保全等に重点を置く、五ヶ山ダム水源地域整備計画事業(平成16年度策定)を進めています。

同計画の基本的な考え方は、農林業や観光等の産業基盤整備を行い、水源地域の活力を引き出す事業に加え、ダム湖周辺の森林空間を活用した交流施設等を整備することによって、ダム下流である福岡市等の利水者との連携や、福岡都市圏からの入込客の誘致を図り、水源地域活性化の手段とするものです。

これらの整備は、水源地域の振興をはじめ、本町全体の発展に大きく寄与することが期待されることから、これまでの経緯を十分に踏まえた上で、五ヶ山ダム水源地域整備計画に基づき、社会情勢等の変化に即した見直しも行いながら、積極的に進めていく必要があります。

また、従来は水没者によって山林等が保全され、洪水防御機能や、水源保全機能などが維持されていたものが、全戸移転に伴い残存する田畑や山林が放置され、森林崩壊、土砂流出など様々な問題が生じる可能性があります。

そこで、五ヶ山ダム完成後も福岡県や、ダムの利水者等との連携による水源地域の活性化や、水源かん養林として残存山林等の手入れなど環境保全・育成が必要となります。

■施策の方針

五ヶ山ダム水源地域整備計画に基づき、ダム建設が水源地域に与える影響を緩和するために、水源地域の活性化と町全体の発展に向け、農林業や観光などの産業基盤や生活基盤の整備を推進します。

五ヶ山ダムの利水者である福岡市等との連携による水源地域の活性化、保全を推進します。

■施策の体系

ダム関連事業の推進

- 水源地域整備計画の推進
- 水源地域整備計画の見直し
- 水源地の残存山林等の保全

■施策の内容

① 水源地域整備計画の推進

水特法に基づく水源地域の整備事業として、道路、林道、農林業共同利用施設、スポーツ・レクリエーション施設、総合文化センター等の整備を推進します。

② 水源地域整備計画の見直し

当初、平成16年度から22年度までの整備計画でしたが、ダムの完成が平成29年度に変更となったため、関係機関との連携のもと、これまでの経緯を十分に踏まえつつ、事業費、事業年度等について見直しを図ります。

③ 水源地の残存山林等の保全

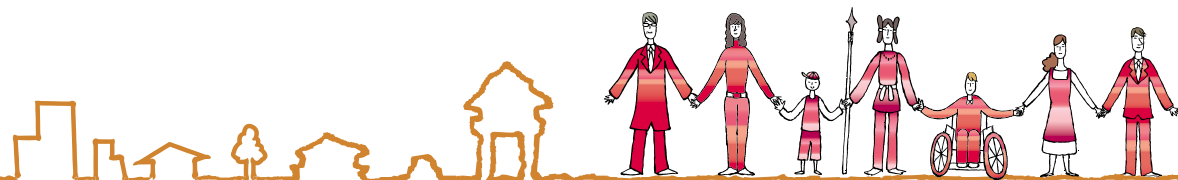
利水者との連携による水源地域の活性化や、残存山林等の手入れなど水源地の環境保全・育成に取り組みます。



■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
五ヶ山ダム水源地域整備計画事業	%	27.0	70.0

第7章 共につくる自立したよしのがり



1. 男女共同参画の促進

■現状と課題

男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が求められています。

本町では、啓発活動の推進や講座・教室の開催、審議会等への女性の登用、女性団体や男女共同参画を進める会の活動支援等を通じて女性の社会参画を促進しています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が今なお根強く残っているほか、男女が共に社会参画するための条件・環境整備も十分とはいえない状況にあります。

このため、今後は、男女共同参画に関する指針づくりのもと、意識改革の一層の推進をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す取り組みを総合的、計画的に進めていく必要があります。

■施策の方針

男女が社会のあらゆる分野に共に参画することができる男女共同参画社会の形成に向け、総合的な指針づくりのもと、意識改革をはじめ、条件・環境整備を進めます。

■施策の体系

男女共同参画の促進

- 男女共同参画に関する指針の策定
- 男女共同参画社会への意識改革
- 人材育成と女性の登用
- 男女が共に働き続けられる環境の整備
- 男女共同参画に関する相談体制の整備



■施策の内容

① 男女共同参画に関する指針の策定

本町の実情に即した男女共同参画の取り組みを総合的、計画的に推進するため、全庁的な組織体制の整備を図るとともに、指針となる男女共同参画基本計画の策定を図ります。

② 男女共同参画社会への意識改革

学校における男女平等教育の充実や啓発活動の推進、各種講座・教室の開催等を通じ、固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた意識改革を推進します。

③ 人材育成と女性の登用

講座・教室の開催等により、男女共同参画に積極的に取り組む人材や団体の育成、ネットワーク化に努めるとともに、幅広い分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、町の審議会や委員会等への女性の積極的な登用、町職員の女性の登用職域の拡大、各種団体役員への女性の登用の働きかけなどを行います。

④ 男女が共に働き続けられる環境の整備

男女が対等な立場で共に働くことができるよう、男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発に努めるとともに、仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援・介護・福祉施策の充実、育児・介護休業制度の周知・活用に努めます。

⑤ 男女共同参画に関する相談体制の整備

セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス^{*}などの暴力をはじめ、町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の整備を図ります。

^{*} 配偶者や恋人からの暴力行為

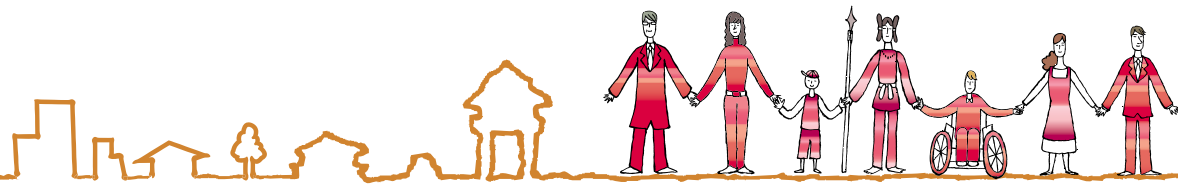


■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
審議会等への女性の登用	%	21.0	30.0
固定的役割分担意識にとらわれない人の割合	%	6.0	11.0
DV相談窓口開設件数	件/年	0	12
女性の社会参画の状況に関する町民の満足度 [*]	%	13.1	➡

注) ^{*}の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

第7章 共につくる自立したよしのがり



2. 人権の尊重

■現状と課題

社会を構成するすべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会づくりが強く求められています。

本町では、啓発活動の推進や講座・教室の開催、人権・行政相談の開催など、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解消に向けた取り組みを行っています。

しかし、人権に関わる様々な問題がいまだに存在しているのも事実であり、さらに、国際化や情報化、高齢化の進行等に伴う人権に関する新たな課題も生じてきています。

このため、今後は、すべての町民が人権問題に関心を持ち、自分自身の身近な問題としてとらえ、人権尊重の精神を日常生活に生かすことができるよう、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進していく必要があります。

■施策の方針

すべての人々の人権が尊重され、共に生きることができる平和で豊かな社会の確立に向け、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
人権・同和問題研修開催件数	件/年	5	8
人権相談窓口開設件数	件/年	12	12

■施策の体系

人権の尊重

- 人権教育・啓発推進体制の充実
- 人権教育・啓発の効果的推進
- 人権問題に関する相談体制の充実

■施策の内容

① 人権教育・啓発推進体制の充実

本町の実情に即した人権教育・啓発を総合的に推進するため、関連部門相互の連携強化、関係機関・団体との役割分担・連携強化のもと、カリキュラムや教材の整備・開発を進めるとともに、指導者の育成に努めます。

② 人権教育・啓発の効果的推進

行政内部はもとより、学校、家庭、地域、職場その他あらゆる場を通じ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの各人権課題に関する教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

③ 人権問題に関する相談体制の充実

関係機関との連携のもと、人権問題に関する相談体制の充実を図ります。

3. コミュニティの育成

■現状と課題

全国的に地域連帯感が薄れていく傾向にある中、支え合い、協力し合うコミュニティ機能の再生が大きな課題となっています。

本町には、豊かな自然や歴史、農山村としての歩みなどを背景に古くから培われてきた郷土愛や地域連帯感が色濃く残っており、40余りの自治組織が様々な活動を展開しています。

本町では、これらの活動を促進するため、集会施設や設備の整備に関する支援等を行っていますが、本町においても、組織の高齢化に伴う活動の停滞、参加者の減少といった傾向がみられ、将来にわたって持続可能なコミュニティ活動の促進が大きな課題となっています。

このため、今後は、少子高齢化の一層の進行など社会・経済情勢の変化を見通しながら、本町におけるコミュニティ活動のあり方について検討し、活動の活発化に向けた有効な支援施策を推進していく必要があります。

■施策の方針

住民自治に基づく個性的で自立した地域づくりに向け、地域連帯感の強い住民性を生かし、コミュニティ活動の活性化を促進します。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
地域コミュニティ施設整備の状況に関する町民の満足度*	%	28.7	

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

■施策の体系

コミュニティの育成

- コミュニティ意識の啓発
- コミュニティ施設の整備充実
- コミュニティ活動の活性化

■施策の内容

① コミュニティ意識の啓発

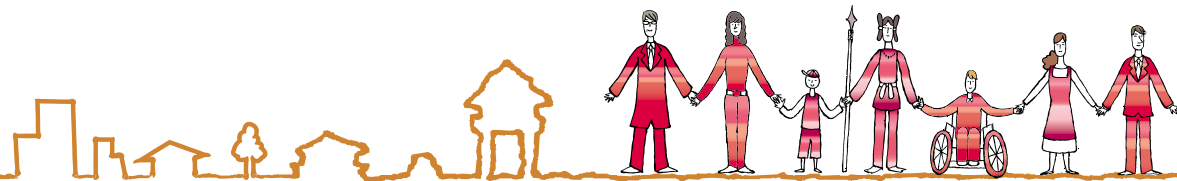
啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、町民のコミュニティ意識、自治意識の高揚、リーダーの育成を図ります。

② コミュニティ施設の整備充実

活動拠点となる公民館や集会所等の施設・設備の整備充実に対する支援を引き続き行い、活動の活発化を促進します。

③ コミュニティ活動の活性化

既存の自治組織及び活動の育成・支援に努めるほか、新たなコミュニティ単位の設定と育成、特色あるコミュニティづくりに対する支援、地域住民自らの手による地域計画策定への支援など、新たなコミュニティづくりをサポートする施策について検討・推進します。



4. 協働のまちづくりの推進

■現状と課題

個性的で自立したまちを創造・経営するためには、住民と行政との協働のまちづくり、新しい公共空間の形成が必要不可欠です。

本町では、広報紙やホームページ、懇談会、アンケート調査等を通じた広報・広聴活動を行い、町民への情報提供や町民の意見の反映に努めているほか、情報公開条例の制定のもと、情報公開を推進しています。

また、各種審議会等の開催を通じた計画づくりへの町民参画の促進、各種町民団体の自主的な活動の支援などに努めています。

今後は、こうした取り組みを一層充実させ、新たな時代のまちづくりの仕組みとして定着するよう、総合的な指針づくりのもと、町民参画・協働を促進する施策を総合的に進めていく必要があります。

■施策の方針

町民と行政が一体となったまちづくり、新しい公共空間の形成に向け、総合的な指針づくりのもと、町民と行政との協働体制の確立を進めます。

■施策の体系

協働のまちづくりの推進

- 協働のまちづくりに向けた指針の策定
- 町民と行政との情報交流機会の充実
- 幅広い分野における町民参画・協働の促進
- まちづくりグループ、NPO等の育成

■施策の内容

① 協働のまちづくりに向けた指針の策定

町民と行政との協働のまちづくりを総合的に推進するため、その指針となる自治基本条例の制定を図ります。

② 町民と行政との情報交流機会の充実

- ① 広報紙やホームページの内容充実など広報活動の充実に努めるとともに、出張町長室の開催、懇談会やアンケート調査の定期的実施など広聴活動の充実に努めます。
- ② 町民参画による公正で開かれた町政運営を進めるため、個人情報の保護に留意しながら、円滑な情報公開を推進します。

③ 幅広い分野における町民参画・協働の促進

- ① 各種行政計画の審議委員等の一般公募、パブリックコメントの実施等により、政策形成過程からその点検・評価、見直しまで、町民の参画・協働を促進します。

- ② 指定管理者制度の活用やアウトソーシング[※]等により、公共施設の整備・管理、公共サービスの提供への町民及び民間の参画・協働を促進します。

※ 外部委託

④ まちづくりグループ、NPO等の育成

今後のまちづくりの担い手として、各種町民団体はもとより、まちづくりグループやNPO等の育成・支援に努めます。

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度(実績)	平成24年度(目標)
行政情報や催事情報の提供状況に関する町民の満足度 [※]	%	30.3	
「住民協働」という言葉の認知度(意味まで知っている町民の割合)	%	15.4	25.0

注) ※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

5. 自立した自治体経営の推進

■現状と課題

地方の自立の時代を迎え、これからの自治体には、自らの責任と判断で施策を自ら実行できる能力が一層強く求められます。

本町は、自治体を取り巻く環境の変化に対応するため、平成18年3月に合併し、新たな自治体としての行財政体制の整備を行うとともに、これに基づく効率的な自治体経営に努めてきました。

しかし、今後、三位一体改革[※]の推進等に伴い、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見通されるほか、一方では、少子高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の急速な変化とともに、町行政に求められる役割は一層増大・多様化していくことが見込まれ、これらを十分に踏まえた自治体経営のさらなる効率化が緊急の課題となっています。

このため、今後は、本町の経営改革の指針として平成18年度に策定した行政改革大綱及び集中改革プラン等に基づき、事務事業の見直しや組織・機構の再編、人事管理の適正化、財政運営の健全化など、行財政改革を強力に推進していくことが必要です。

※ 補助金の削減、地方交付税の改革、税源の移譲を一体的に行う国と地方の税財政改革

■施策の方針

限られた経営資源を有効に活用し、地方分権[※]時代にふさわしい自立した自治体経営を推進するため、行政改革大綱や集中改革プラン等の指針に基づき、行財政改革を強力に推進します。

※ 国主導型行政から地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革

■施策の体系

自立した自治体経営の推進

- 事務事業の見直し
- 組織・機構の再編
- 人員管理の適正化
- 人材育成の推進
- 財政運営の健全化
- 広域行政の推進

共につくる自立したよしのがり

■施策の内容

① 事務事業の見直し

行政評価の導入・定着による事務事業の整理合理化をはじめ、民間活力の導入や事務処理の見直し、補助金の適正化、大型事業の見直しなど、事務事業の見直しを絶えず行います。

② 組織・機構の再編

町民ニーズの高度化・多様化に対応した各課の業務内容の見直し等を行い、組織・機構の再編を図ります。

③ 人員管理の適正化

定員適正化計画に基づき、職員定数の削減を図るとともに、財政状況や地域の実情を勘案した適正な給与制度の運用を図り、人員管理の適正化に努めます。

④ 人材育成の推進

職員研修を計画的に実施し、職員の意識改革と能力開発を進め、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成に努めます。

⑤ 財政運営の健全化

- ①財政状況の分析・公表を行いながら効率的な財源配分を図り、健全な財政運営を推進します。
- ②税や使用料等の収納率の向上、町有財産の有効活用等により自主財源の確保を図るとともに、職員の意識改革による事務費の削減、入札制度の厳格な運用、委託費の適正化等により歳出の削減を図るなど、歳入歳出一体改革を推進します。
- ③後年度財政負担の少ない事業の選択などにより基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を図ります。

⑥ 広域行政の推進

鳥栖地区広域市町村圏組合や佐賀中部広域連合をはじめとする一部事務組合による共同事業の充実に努めるとともに、道州制[※]の動向等も勘案しながら、新たな広域連携のあり方について検討していきます。

※ 都道府県に代えて道または州を置く制度

■成果指標

指 標 名	単位	平成18年度（実績）	平成24年度（目標）
行政経常収支比率	%	97.8	95.0
町税収納率（現年分）	%	98.5	99.0
健全な財政運営や行財政改革の推進に関する町民の満足度 [※]	%	14.0	

注）※の町民の満足度は、住民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

資料編

諮問及び答申

総合計画策定経過

総合計画策定体制図

吉野ヶ里町総合計画審議会委員名簿

吉野ヶ里町総合計画幹事会幹事名簿

吉野ヶ里町総合計画策定委員会委員名簿

吉野ヶ里町総合計画審議会条例